

第4章 災害予防計画

災害対策の目標は、災害の発生を未然に防止することであり、災害予防は、あらゆる防災の基礎をなすものであることから、それぞれの組織を通じて相互に協力し、災害発生の未然防止のため必要とする施策を誠実に実施し、災害発生原因の除去及び施設の改善に努めるとともに、科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。

なお、平時から、災害時の対応についてコミュニケーションをとり「顔の見える関係」を構築し、信頼感を醸成するとともに、訓練・研修等を通じて構築した関係を持続的なものとするよう努める。

また、町及び防災関係機関は、円滑な災害応急対策及び災害復旧に資するよう、物資供給等の事業者と協定を締結しておくなど協力体制を構築するとともに、老朽化した社会資本について、その適切な維持管理に努めるものとする。

第1節 災害危険区域及び整備計画

災害が予想される重要警戒区域の実情を調査し、容易に応急対策が講ぜられるようにするとともに、その地域に対する施設の整備計画を明らかにする。

1. 災害危険区域（平成29年4月1日現在）

本町において発生が予想される災害の種類及び地域等は次のとおりである。

(1)水防区域（第1表）

降雨・融雪等で河川が増水し、河川の溢流・堤防の決壊等により災害が予想され、警戒を必要とする区域

(2)高波・高潮・津波など予想区域（第2表）

海岸地域で、高波・高潮・津波等により災害が予想され、警戒を必要とする区域

(3)地すべり等危険区域（第3表）

降雨・地質等が原因で地すべり等により災害が予想され、警戒を必要とする区域

(4)急傾斜地崩壊危険区域（第4表）

降雨・地質等が原因でがけ崩れ等により災害が予想され、警戒を必要とする区域

(5)土石流危険渓流区域（第5表）

降雨・地質等が原因で土石流により災害が予想され、警戒を必要とする区域

(6)土砂災害警戒区域（第6表）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により、警戒区域に指定された区域

第1表 水防区域

図面 番号	危険区域					予想される被害					整備状況	
	地区名	水系名	河川名	流心距離 (Km)	危険区域 延長 (m)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	鱒川1	厚沢部川	2級河川 鱒川	3.5~7.0	左岸3,000m 右岸3,000m	溢水	24		道道 乙部厚沢部線	田畑 16.0ha	北海道 建設部	H9~ 広域基幹改修中
2	鱒川2	厚沢部川	普通河川 鱒川	7.0~9.5	左岸2,500m 右岸2,500m	溢水			町道 船越ダム通線	田畑 22.0ha	江差町	一部護岸整備済
3	上小黒部	小黒部川	普通河川 小黒部川	河口から 0.7	左岸2,000m 右岸2,000m	溢水			町道 小黒部越線	田畑 5.1ha	江差町	一部護岸整備済
4	田沢1	田沢川	2級河川 田沢川	河口から 0.6	左岸2,500m 右岸2,500m	溢水	30		町道 田沢1号線	田畑 5.0ha	北海道 建設部	改修済
5	田沢2	田沢川	普通河川 田沢川	合流点から 0.7	左岸2,000m 右岸2,000m	溢水	10		町道 真狩線	田 2.5ha	北海道 建設部	合流点一部改修済 一部護岸整備済
6	泊	泊川	普通河川 泊川	合流点から 0.2	左岸2,000m 右岸2,000m	溢水	15		町道 泊団地線	田畑 14.0ha	江差町	一部護岸整備済
7	豊川	豊部内川	普通河川 豊部内川	合流点から 3.9	左岸7,000m 右岸7,000m	溢水	15		町道 豊川桝山線	牧草地・畑 6.8ha	江差町	一部護岸整備済
8	南浜	五勝手川	普通河川 五勝手川	合流点から 0.4	左岸2,500m 右岸2,500m	溢水	10		町道 柏町隈伏線	田畑 2.1ha	江差町	改修済
9	砂川	古櫃川	普通河川 古櫃川	合流点から 0.3	左岸2,000m 右岸2,000m	溢水			町道砂川2号線 町道砂川3号線	田畑 11.9ha	江差町	一部護岸整備済
10	椴川	椴川	普通河川 椴川	合流点から 0.5	左岸3,000m 右岸3,000m	溢水	5		町道 椴川2号線	田畑 4.3ha	江差町	一部護岸整備済

第2表 高波・高潮・津波等危険区域

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害						法令等における指定状況					整備状況	
	海岸名	海岸線危険 区域延長 (m)	指定路延長 (m)	海岸保全施 設のある区 域延長 (m)	災害の要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道 路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	一部	実施機関	概 要
1	五厘沢	1,250	1,250	30	高波	16	五厘沢集会所	町道五厘沢浜通線		北海道	海岸法	昭和36年5月30日	1228		○	北海道建設部	
2	伏木戸	6,400	700	200	高波	35	伏木戸寿の家	町道伏木戸通線		北海道	海岸法	昭和36年5月30日	1228		○	北海道建設部	
3	田 沢	2,120	150		高波			国道227号線		北海道	海岸法	昭和36年5月30日	1228		○	北海道建設部	
4	泊	2,300	2,120	150	高波 津波	30	泊生活館	国道227号線 町道泊港線	倉庫 7	北海道	海岸法	昭和36年5月30日	1228		○	北海道建設部	
5	江差港	3,990	1,756	2,850	高波 津波	70	江差マリナー 開陽丸他 3	国道227号線 国道228号線	倉庫10	北海道	海岸法	昭和36年5月30日	1228		○	江差町	
6	相 泊	950	860	175	高波 津波	50		国道228号線 町道泊5-6号線	倉庫 4	北海道	海岸法	昭和36年5月30日	1228		○	北海道 建設部 水産林務部	
7	砂 川	540	540		高波 津波			国道228号線		北海道	海岸法	昭和36年5月30日	1228		○	北海道建設部	
8	椴 川	1,650	784		高波			国道228号線		北海道	海岸法	昭和36年5月30日	1228		○	北海道建設部	

第3表 地すべり等危険区域

図面 番号	危険区域の現況			予想される被害						法令等における指定状況				整備状況		
	地区名	場所	箇所番号	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	危険区域との関連 全部	一部	実施機関	概況
地001	中歌町	中歌	2-5-128													

第4表 急傾斜地崩壊危険区域

図面 番号	危険区域の理況				予想される被害					法令等における指定状況					整備状況		基礎 調査
	地区名	場所	箇所番号	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定年月日	指定 番号	危険区域との関連		実施機関	概要	
													全部	一部			
急001	砂川	江差砂川1	I-2-390-1428	1.69	9		町道陣屋坂川線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	4072			北海道	H10相同地政務調整緊急治山事業 H15 相同地予防治山事業 H22 復旧治山事業	H18.3
急002	砂川	江差砂川2	I-2-391-1429	0.79	1		町道陣屋坂川線 町道柏町8号通り		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	4072			北海道	H20 小規模治山事業	H18.3
急003	南浜町	江差南浜1	I-2-392-1430														
急004	南浜町	江差南浜3	I-2-393-1431	0.50	7	1 (南が丘小学校)											H20.3
急005	南浜町	江差南浜5	I-2-394-1432														
急006	陣屋町	江差陣屋	I-2-395-1433														
急007	陣屋町	江差陣屋1	I-2-396-1434														
急008	陣屋町	江差陣屋2	I-2-397-1435														
急009	陣屋町	江差陣屋4	I-2-398-1436														
急010	海岸町	江差海岸	I-2-399-1437														
急011	萩ノ岱	江差萩ノ岱	I-2-400-1438														
急012	円山	江差円山1	I-2-401-1439														
急013	円山	江差円山2	I-2-402-1440	1.08	17		町道円山中央線 町道円山同地8号通り		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	4072			江差町	H26~32 小規模治山事業	H16.12
急014	円山	江差円山3	I-2-403-1441	2.37	62		町道円山同地8号通り	陣屋川	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	4072			北海道	急傾斜地崩壊対策事業	H19.3
急015	円山	江差円山4	I-2-404-1442	0.99	0		町道円山同地8号通り	陣屋川	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H21.3
急016	円山	江差円山5	I-2-405-1443	0.97	16			陣屋川	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H21.3
急017	円山	江差円山8	I-2-406-1444	1.75	50		町道円山同地3号線 町道円山同地4号通り	陣屋川	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H20.3
急018	円山	江差円山9	I-2-407-1445	1.96	59		町道馬場山線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H21.3
急019	緑丘	江差緑丘5	I-2-408-1446	1.85	22				建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急020	緑丘	江差緑丘7	I-2-409-1447	0.36	0				建設省 農林産省	宅造法 森林法	昭和48年6月12日 平成10年2月19日	1331 282					H28.3
急021	緑丘	江差新地1	I-2-410-1448	1.93	9		町道松の岱公園線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	282					H28.3
急022	新地町	江差新地2	I-2-411-1449	0.62	11		町道松の岱公園線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急023	新地町	江差新地3	I-2-412-1450	0.15	6				建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H20.3
急024	新地町	江差新地5	I-2-413-1451	0.34	4				建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急025	本町	江差本町1	I-2-414-1452	0.20	0			正尊院	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急026	本町	江差本町3	I-2-415-1453	0.35	0			浄土真宗本願寺派 本願寺江差別院	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急027	本町	江差本町5	I-2-416-1454	0.11	0			江差区検察庁	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急028	津花町	江差津花	I-2-417-1455														
急029	鷗島	江差鷗島	I-2-418-1456														
急030	姥神町	江差姥神	I-2-419-1457	3.74	39	1 (刈園館)	町道馬坂線 町道姥神中歌線	姥神大神宮 北海道文化財 横山家 医務法人佐々木病院	北海道	急傾斜地	昭和45年3月31日	711					H28.3
急031	中歌町	江差中歌	I-2-420-1458	1.50	18	1 (江差町会会所館)	町道江差小学校線 町道馬坂線 町道姥神中歌線		北海道	急傾斜地	昭和47年1月31日	284					H28.3

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況				整備状況		基礎 調査		
	地区名	場所	箇所番号	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定年月日	指定 番号	危険区域との関連			実施機関	概要
													全部	一部			
急032	中歌町	江差中歌2	I-2-421-1459	4.72	58		町道越の沢線 町道越の沢2号通り		建設省 農林水産省 建設省 北海道	急傾斜地 森林法 宅造法 地すべり法	昭和59年3月19日 平成11年9月9日 昭和48年6月12日 昭和39年7月17日	448 1183 4072 1870	○	○	北海道 北海道 北海道	S59 急傾斜地事業 H7 越の沢復旧治山事業 H8 清野宅小規模治山事業	H18.3
急033	中歌町	江差中歌1	I-2-422-1460	1.64	29		町道越の沢1号通り		建設省 農林水産省 建設省 北海道	急傾斜地 森林法 宅造法 地すべり法	昭和59年3月19日 平成11年9月9日 昭和48年6月12日 昭和39年7月17日	448 1183 4072 1870	○	○			H19.3
急034	中歌町	江差中歌3	I-2-423-1461	4.79	37		町道越の沢線 町道越の沢2号通り	中歌稲荷神社	建設省 農林水産省 建設省 北海道	森林法 宅造法 地すべり法	平成4年12月8日 昭和48年6月12日 昭和39年7月17日	1183 4072 1870	○	○	北海道	H7 治山事業	H16.12
急035	中歌町	江差中歌4	I-2-424-1462	0.31	0			金剛寺	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急036	豊川町	江差豊川	I-2-425-1463	2.23	33	1(消防団第2分団)	町道荒神中歌線 町道越の沢3号通り線 町道豊川町通り線	真宗大谷派江差別院	建設省 北海道 建設省 北海道	宅造法 急傾斜地 地すべり法	昭和48年6月12日 平成8年3月12日 昭和39年7月17日	1331 341 1820					H28.3
急037	豊川町	江差豊川3	I-2-426-1464	0.20	7				建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急038	豊川町	江差豊川1	I-2-427-1465	0.91	12		町道豊川町8号通り	授産施設	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	4072	○	○	江差町	H21 小規模治山事業	H18.3
急039	豊川町	江差豊川2	I-2-428-1466	3.07	19		町道豊川町1号通り	北電江差電力所	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	4072	○	○	江差町	H7 小規模治山事業	H16.12
急040	豊川町	江差豊川4	I-2-429-1467	6.55	5		町道豊川町通り線		建設省	宅造法	平成10年2月19日	1183					H18.3
急041	豊川町	江差豊川5	I-2-430-1468	0.82	0			豊部内川	農林水産省 建設省	森林法 宅造法	大正10年11月4日 昭和48年6月12日	772 4072	○	○			H18.3
急042	豊川町	江差豊川6	I-2-431-1469	0.84	0	1(介護老人ホームのき荘)		豊部内川支流	建設省 農林水産省 建設省 北海道	宅造法 森林法 宅造法 地すべり法	昭和48年6月12日 大正10年11月4日 昭和48年6月12日	1331 772 776					H28.3
急043	豊川町	江差豊川7	I-2-432-1470	0.26	0	1(介護老人ホームのき荘)			建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331					H28.3
急044	豊川町	江差豊川8	I-2-433-1471	0.28	0	1(介護老人ホームのき荘)			建設省	宅造法	大正10年11月4日	772	○	○	北海道	S47.54.58.63 治山事業	H18.3
急045	豊川町	江差豊川9	I-2-434-1472	2.09	21	1(老人福祉センター)	町道新栄町稲荷通り 私道		農林水産省 建設省	森林法 宅造法	昭和48年6月12日	4072	○	○	北海道	S54~58.60~61.H7 急傾斜地事業 S59~H20 治山事業	H19.3
急046	豊川町	江差豊川10	I-2-435-1473	7.34	70	1(老人福祉センター)	町道新栄町北線 町道愛宕中央線 国道227号		北海道 建設省	急傾斜地 森林法 宅造法	昭和50年12月15日 昭和62年9月15日	3740 1152	○	○	北海道	S55.H7 治山事業	H20.3
急047	豊川町	江差豊川11	I-2-436-1474	3.07	25		町道大湖南通り		農林水産省 建設省	森林法 宅造法	昭和36年6月15日 昭和48年6月12日	911 1331			北海道	S53.54.H9~11.H14.15.17.18 治山事業	H20.3
急048	豊川町	江差豊川12	I-2-437-1475	3.95	44		町道大湖南通り 町道大湖北通り 町道愛宕北通り		農林水産省 建設省	森林法 宅造法	昭和36年6月15日 昭和48年6月12日	911 1331			北海道	S56.57.H7 治山事業	H20.3
急049	豊川町	江差豊川13	I-2-438-1476	2.30	14	1(大湖寿の家)	町道大湖北通り		農林水産省 建設省	森林法 宅造法	昭和36年6月15日 昭和48年6月12日	911 1331			北海道	S57.58.62.63.H7.10.11 治山事業	H17.3
急050	豊川町	江差豊川14	I-2-439-1477	3.39	23		国道227号	稲荷寺	農林水産省 建設省	森林法	昭和63年10月20日	1695	○	○	北海道	H22~24 小規模治山事業	
急051	豊川町	江差豊川15	I-2-440-1478														
急052	豊川町	江差豊川16	I-2-441-1479														
急053	豊川町	江差豊川17	I-2-442-1480	3.58	12		町道尾山田沢線	授産施設									
急054	豊川町	江差豊川18	I-2-443-1481	0.66	5	1(ぬくもり健康センター) 1(日明保育園)											
急055	豊川町	江差豊川19	I-2-444-1482														
急056	豊川町	江差豊川20	I-2-445-1483														
急057	豊川町	江差豊川21	I-2-446-1484														
急058	豊川町	江差豊川22	I-2-447-1485	2.63	18		国道227号		農林水産省	森林法	昭和63年9月22日	280	○	○	北海道	S59.60.H12 治山事業	H16.12

図面 番号	危険区域の現況				予想される被害				法令等における指定状況				整備状況		基礎 調査	
	地区名	場所	箇所番号	危険区域 面積(ha)	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定 機関	法令名	指定年月日	指定 番号	危険区域との関連 全部 一部	実施機関		概要
急059	椴川町	江差鍛川1	II-2-270-1053													
急060	椴川町	江差鍛川2	II-2-271-1054													
急061	椴川町	江差鍛川3	II-2-272-1055													
急062	砂川	江差砂川3	II-2-273-1056													
急063	南浜町	江差南浜2	II-2-274-1057													
急064	南浜町	江差南浜4	II-2-275-1058													
急065	陣屋町	江差陣屋3	II-2-276-1059													
急066	茂尻町	江差茂尻	II-2-277-1060													
急067	円山	江差円山6	II-2-278-1061	0.39	0				建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H21.3
急068	円山	江差円山7	II-2-279-1062	0.30	0				建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H21.3
急069	線丘	江差線丘2	II-2-280-1063	0.25	3		町道馬場山線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急070	線丘	江差線丘3	II-2-281-1064	0.52	5		町道緑ヶ丘通り線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急071	線丘	江差線丘6	II-2-282-1065	0.32	3	1(線丘福祉の家)	町道馬場山線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急072	新地町	江差新地4	II-2-283-1066	0.11	1			江差区検察庁 真栄大谷和江差別院	建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急073	本町	江差本町4	II-2-284-1067	0.34	8		町道検察庁通り線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急074	豊川町	江差豊川1	II-2-285-1068	0.12	1		町道豊川町5号通り線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急075	豊川町	江差豊川2	II-2-286-1069	0.09	0				建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急076	松谷	江差松谷4	II-2-287-1070													
急077	田沢町	江差田沢2	II-2-288-1071													
急078	鯉川町	江差鯉川1	II-2-289-1072													
急079	鯉川町	江差鯉川2	II-2-290-1073													
急080	鯉川町	江差鯉川3	II-2-291-1074													
急081	鯉川町	江差鯉川4	II-2-292-1075													
急082	鯉川町	江差鯉川5	II-2-293-1076													
急083	鯉川町	江差鯉川6	II-2-294-1077													
急084	五厘沢町	江差五厘沢2	II-2-295-1078													
急085	線丘	江差線丘4	II-2-393-2370	0.33	17				建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331		北海道	H20-22 小規模治山事業	H28.3
急086	本町	江差本町2	II-2-394-2371	0.22	3		町道西別院通り線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急087	大淵町	江差大淵4	II-2-395-2372													
急088	椴川町	江差椴川4	III-2-88-469													
急089	線丘	江差線丘1	III-2-89-470	1.42	0		町道馬場山線		建設省	宅造法	昭和48年6月12日	1331				H28.3
急090	五厘沢町	江差五厘沢1	III-2-90-471													

第5表 土石流危険渓流

図面 番号	危険区域の現況										予想される被害					整備状況		基礎調査
	地域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 渓流番号	渓流概況		砂防指定地指 定番号年月日	住家 (戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要				
						渓流長 (km)	面積 (ha)											
土001	鱒川町	厚沢部川	鱒川	須原の沢川	II 24-0630	0.14	2	1										
土002	鱒川町	厚沢部川	鱒川	沢口1の沢川	II 24-0640	0.19	2	1										
土003	鱒川町	厚沢部川	鱒川	奥田の沢川	II 24-0650	0.29	5	2										
土004	鱒川町	厚沢部川	鱒川	沢口2の沢川	II 24-0660	0.09	1	1										
土005	鱒川町	厚沢部川	鱒川	伊藤の沢川	I 24-0670	0.16	2	1	1	(鱒川寿の家)						H20.3		
土006	鱒川町	厚沢部川	鱒川	沢田1の沢川	II 24-0680	0.20	3	1										
土007	鱒川町	厚沢部川	鱒川	沢田2の沢川	II 24-0690	0.10	1	1										
土008	鱒川町	厚沢部川	鱒川	栗田の沢川	II 24-0700	0.30	5	1										
土009	鱒川町	厚沢部川	鱒川	佐藤の沢川	II 24-0710	0.46	16	1							H7~9, H11~13 小規模治山事業			
土010	鱒川町	厚沢部川	厚沢部川	大野の沢川	II 24-0720	0.04	1	2										
土011	朝日町	厚沢部川	厚沢部川	フジマの沢川	II 24-0730	0.14	1	1										
土012	朝日町	厚沢部川	厚沢部川	菅野の沢川	II 24-0740	0.13	2	2										
土013	朝日町	厚沢部川	厚沢部川	朝日神社の沢川	I 24-0750	0.45	25	1										
土014	伏木戸町	津村の沢川	津村の沢川	津村の沢川	I 24-0900	0.10	3	10										
土015	伏木戸町	海岸沢	海岸沢	海岸沢	I 24-0910	0.22	5	8										
土016	田沢町	田沢川	田沢川	学校沢	I 24-0920	0.25	4	2	1	(田沢懸いの家)								
土017	泊町	泊川	泊川	泊左沢川	I 24-0930	0.10	2	11										
土018	泊町	港沢川	港沢川	港沢川	I 24-0940	0.28	5	4										
土019	大淵町	大淵1の沢川	大淵1の沢川	大淵1の沢川	I 24-0950	1.07	39	17	1	(大淵寿の家)						H16.12		
土020	大淵町	大淵川	大淵川	大淵川	I 24-0960	0.98	34	0										
土021	大淵町	大淵川	大淵川	大淵川北の沢	I 24-0961	0.30	3	1										
土022	東山	豊部内川	豊部内川	新栄町右沢川	I 24-0970	0.14	2	5	1	(老人福祉センター)						H16.12		
土023	東山	豊部内川	豊部内川	新栄町沢川	I 24-0980	0.56	16	5	1	(老人福祉センター)						H16.12		
土024	東山	豊部内川	豊部内川	老人ホーム沢川	I 24-0990	0.14	3	0	1	(鶴巻老人ホーム0のきむ)						H28.3		
土025	桧岱	豊部内川	豊部内川	桧岱川	II 24-1000	1.85	59	2										
土026	桧岱	豊部内川	豊部内川	豊部内2号沢川	I 24-1010	0.18	2	6	1	(旧江差高等学校グラウンド)						H20.3		
土027	豊川町 桧岱	豊部内川	豊部内1号川	豊部内1号川	I 24-1020	0.82	64	7										
土028	中歌町	役場沢川	役場沢川	役場沢川	I 24-1040	0.16	5	32								H19.3		
土029	緑丘	緑丘沢川	緑丘沢川	緑丘沢川	I 24-1050	0.29	5	0								H28.3		
土030	緑丘	茂尻川	茂尻川	茂尻川	I 24-1060	0.57	22	24								H16.12		
土031	円山	陣屋左沢川	陣屋左沢川	陣屋左沢川	I 24-1070	0.26	4	56								H21.3		
土032	檜川町	檜川	檜川	金津の沢川	I 24-1080	0.38	9	8										

図面 番号	危険区域の現況										予想される被害				整備状況		基礎調査
	地域名	水系名	河川名	溪流名	平成7年度 溪流番号	溪流概況		砂防指定地指 定番号年月日	住家 (戸)	公共施設(棟)	道 路	その他	実施機関	概 要			
						溪流長 (km)	面 積 (ha)										
土-033	柳崎町	柳崎1の沢川	柳崎1の沢川	柳崎1の沢川	準 24-001	0.29	5										
土-034	田沢町	田沢2の沢川	田沢2の沢川	田沢2の沢川	準 24-002	0.20	5										
土-035	東 山	豊部内川	豊部内川	東山7の沢川	準 24-003	0.30	7										
土-036	松 谷	豊部内川	豊部内川	権谷9の沢川	準 24-004	0.63	11										
土-037	愛宕町	愛宕6の沢川	愛宕6の沢川	愛宕6の沢川	準 24-005	0.28	4										

第6表 土砂災害警戒区域

図面 番号	所在地			危険区域			警戒区域			予想される被害			整備状況	
	現象名	区域の名称	面積 ha 渓流長km	指定年月日	警戒 区域	特別警戒 区域	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	実施機関	概要	要	
1	急傾斜地の崩壊	円山	1.08	平成22年11月19日	○	○	17		2		江差町	H26~32 小規模治山事業		
2	急傾斜地の崩壊	円山	2.37	平成19年 6月 5日	○	○	62	1	2		北海道	急傾斜地崩壊対策事業		
3	急傾斜地の崩壊	円山	0.99	平成22年11月19日	○	○			1					
4	急傾斜地の崩壊	円山	0.97	平成22年11月19日	○	○	16							
5	急傾斜地の崩壊	円山	1.75	平成22年11月19日	○	○	50		1					
6	急傾斜地の崩壊	新地町	0.15	平成23年 3月29日	○	○	6		1					
7	急傾斜地の崩壊	桧岱	3.07	平成24年11月30日	○	○	19		1		江差町	H7 小林宅裏小規模治山事業		
8	急傾斜地の崩壊	大淵町	3.07	平成28年 3月29日	○	○	25		1		北海道	S55:H7 治山事業		
9	急傾斜地の崩壊	大淵町	3.95	平成28年 3月29日	○	○	44		3		北海道	S53.54:H9~11:H14.15.17.18 治山事業		
10	急傾斜地の崩壊	大淵町	2.30	平成28年 3月29日	○	○	14	1	1		北海道	S56.57:H7 治山事業		
11	急傾斜地の崩壊	田沢町		平成28年 3月29日	○	○								
12	急傾斜地の崩壊	田沢町		平成28年 3月29日	○	○					北海道	H28:29 小規模治山事業		
13	急傾斜地の崩壊	田沢町		平成28年 3月29日	○	○								
14	急傾斜地の崩壊	円山	0.39	平成22年11月19日	○	○								
15	急傾斜地の崩壊	円山	0.30	平成22年11月19日	○	○								
16	土石流の危険	田沢町	0.25 km	平成28年 3月29日	○	○	2	1	1					
17	土石流の危険	大淵1の沢川	1.07 km	平成22年 2月23日	○	○	17	1	2		北海道	S54 治山事業		
18	土石流の危険	大淵町	0.98 km	平成28年 3月29日	○	○			2					
19	土石流の危険	大淵町	0.30 km	平成28年 3月29日	○	○	1		2					
20	土石流の危険	東山	0.14 km	平成28年 3月29日	○	○	5	1	1					
21	土石流の危険	東山	0.56 km	平成28年 3月29日	○	○	5	1	1		北海道	S47 治山事業		
22	土石流の危険	中歌町	0.16 km	平成24年11月30日	○	○	32		2		江差町	H11 治山事業		
23	土石流の危険	緑丘	0.57 km	平成23年 3月29日	○	○	24		1					
24	土石流の危険	円山	0.26 km	平成23年 3月29日	○	○	56		1					

第2節 水害予防計画

本計画は、洪水・その他による水災時において、これを警戒・防御し、その被害を軽減するための水防組織及び水防施設・雨量水位観測・通信連絡等の予防対策を次のとおり定めるものとする。

1. 水防の責務

水防法に定める水防に関係する機関及び一般住民等の水防上の責務は、次のとおりとする。

(1) 水防管理者の責務

町は、水防法第3条及び第4条の規定に基づき、水防管理団体として町の区域内における水防を十分に果たすべき責任を有する。

(2) 北海道（檜山振興局・函館建設管理部）

①北海道は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとする。

②「北海道水防計画」に定めるところにより、指定した河川（以下「水防警報指定河川」という。）につき、北海道が洪水により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて発表した水防警報を受けたときは直ちに本計画に定めるところにより、警報事項又はその受けた内容を関係水防管理者その他水防に関係ある機関に通知するものとする。

(3) 北海道開発局函館開発建設部

北海道開発局函館開発建設部は、水防管理団体が行う水防が十分に効果を発揮するよう指導に努めるものとし、気象の状況により洪水のおそれがあるときは、直ちに水防管理者等にその情報を通知するものとする。

(4) 函館地方気象台

函館地方気象台長は、気象の状況により洪水又は高潮のおそれがあるときは、その状況を北海道開発局函館開発建設部及び北海道（檜山振興局）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

(5) 居住者等の水防義務

水防管理者又は消防機関の長は、水防法第24条の規定に基づき、水防のためやむを得ない必要があるときは、町の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

2. 水防組織

(1) 組織

町における水防組織は、必要に応じて消防機関、農・漁業協同組合、土地改良区、町内会等の応援を得て、水防活動を実施するものとする。

(2) 消防機関の地域分担

消防機関の地域分担を次のとおりとする。

【消防機関の地域分担】

区 分		担当地区
檜山広域行政組合江差消防署		江差町全域
江差町消防団	第1分団	本町・上野町・橋本町・新地町・円山・緑丘
	第2分団	新栄町・愛宕町・豊川町・中歌町・東山・檜岱
	第3分団	姥神町・津花町・茂尻町・鷗島・海岸町
	第4分団	陣屋町・南浜町・南が丘・柏町・萩ノ岱・砂川・椴川町
	第5分団	大潤町・泊町・尾山町・田沢町・伏木戸町
	第6分団	小黒部町・中網町・朝日町・鯨川町
	第7分団	水堀町・越前町・柳崎町・五厘沢町

3. 隣接市町村水防管理団体及び警察官等との協力応援

(1) 隣接市町村水防管理団体との協力応援（水防法第23条）

水防管理者は、水防のため緊急の必要があるときは、隣接の水防管理者及び消防機関の長に対して応援を求めることができる。応援の円滑な実施をはかるため、あらかじめ隣接町の水防管理者等と相互に協定をしておくものとする。

(2) 警察官との協力応援

水防管理者又は消防機関の長が警察官へ協力応援を求めるときの法に規定されている事項は、次のとおりである。

- 警戒区域の監視 法第21条第2項
- 警察官の出勤 法第22条
- 警察通信施設の利用 法第27条第2項
- 避難、立退きの場合における措置 法第29条

(3) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請は、「第5章第218節 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動計画」に基づき、知事（檜山振興局長）に対して派遣の要請を依頼するものとする。

4. 重要水防区域等

本町の区域内の河川等で水防上特に重要な区域は、本章第1節第1表のとおりである。

5. 水防施設等

(1) 雨量観測所

所 管	観測所名	水系名	河川名	位 置	通報先
函館地方气象台	江差特別地域 気象観測所	—	—	江差町字姥神町	

(2) 水位観測所

所 管	観測所名	河川名	位 置	通報水位		計 画 高水位	通報先
				水 防 団 待機水位	は ん 濫 注意水位		
函館建設管理部	厚沢部川 水 位 局	厚沢部川	江差町字 小黒部町	4. 54m	5. 66m	7. 85m	江差出張所

(3) 検 潮 所

港 名	管理者	位 置	備 考
江差港	開発局	江差町字中歌町	+2. 205m

※備考欄は、東京湾平均海面（T・P）からの球分体の高さを表す。

(4)排水ポンプ場

名 称	設置数	能 力
水堀排水機場	1基	1.08m ³ /秒×2台=118.2m ³ /分

(5)水防倉庫

本町における水防資機材の保管は、「江差町防災備蓄センター」とする。

(6)水防用土砂採取場等

水防活動の実施のために必要な土砂採取場等は、江差建設協会との相互応援協定により協力を求めるものとする。

6. 通 信 連 絡

(1)町の通信連絡

町の通信連絡は、一般有線通信及び携帯電話によるほか、防災行政無線・遠隔吹鳴システム・総合行政ネットワーク等の無線を用いて行うものとする。

(2)電気通信設備の優先利用等

水防管理者・消防機関の長、又はこれらの命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業者の電気通信設備を優先的に利用し、又は次に掲げる専用通信施設を使用することができるものとする。

- 北海道通信施設
- 北海道警察本部通信施設
- 北海道開発局通信施設
- 自衛隊通信施設

7. 気象警報等の通信連絡

(1)水防警報指定河川

指定河川		基準水位観測所			水防警報区	
水系	河川	名称	河川位置	所在地	左 岸	右 岸
厚沢部川	厚沢部川	厚沢部川	河口から 6.5km	江差町字小黒部町 281番地先河川敷	自	厚沢部町字富里522番3 地先の町道君影橋下流端
					至	海

(2)水防活動用予報及び警報等の伝達

水防管理者は、函館地方气象台、北海道開発局函館開発建設部、及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部から発表される水防活動用の各種予報及び警報についての取扱責任者を本部事務局長とし、予報及び警報の処理にあたる。

【水防活動用予報及び警報の種類】

区 分	種 類	発表機関	摘 要
気象予報（注意報を含む）、警報、並びに情報等	大雨注意報・大雨警報 洪水注意報・洪水警報 高潮注意報・高潮警報	函館地方气象台	一般向け注意報及び警報の発表をもって代える
洪水予報	注意報・警報・情報	函館開発建設部 函館地方气象台 共 同	指定河川について、水位又は流量を示して行う予報
水防警報	待機・準備 出動・指示 解除	函館建設管理部	水防管理団体に水防活動を行う必要があることを警告して発表

【水位情報の種類と内容】

種 類	内 容
はん濫危険水位 (危険水位)	洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じるはん濫の恐れがある水位
避難判断水位 (特別警戒水位)	避難勧告等の発令判断の目安、住民の避難判断の参考
はん濫注意水位 (警戒水位)	避難準備・高齢者等避難開始の発令判断の目安、住民のはん濫に関する情報への注意喚起、水防団の出動の目安
水防団待機水位 (指定水位)	水防団が出動のために待機する水位

【水防警報の種類・内容及び発表基準】

種 類	内 容	発表基準
待 機	不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。 水防機関の出動期間が長引くような場合に出動人員を減らしても差し支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準 備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量・水位・流量その他の河川により必要と認めるとき。
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	洪水予報により、または水位、流量、その他の河川状況により、はん濫注意水位（警戒水位）に達し、なお上昇のおそれがあるとき。
指 示	水位・滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに越水、漏水、法崩、亀裂、その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。	洪水予報により、又は、既にはん濫注意水位（警戒水位）を超え災害のおそれがあるとき。
解 除	水防活動の必要とする出水状況が解消した旨、及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	はん濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または、はん濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

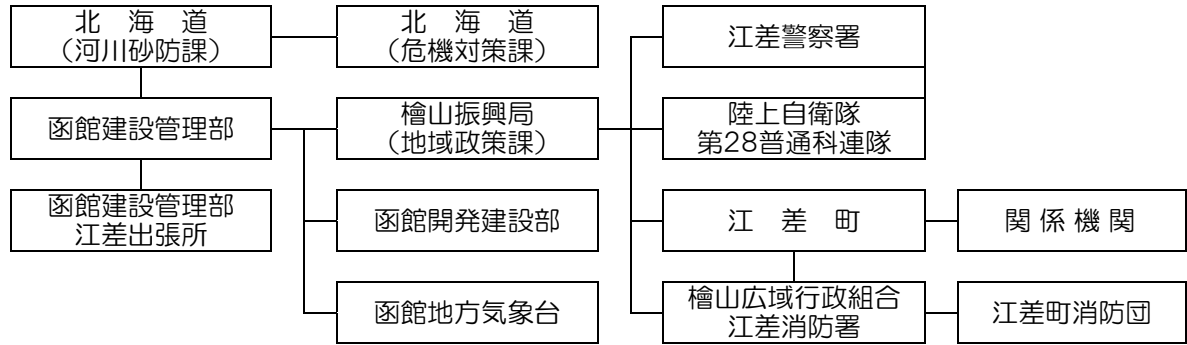
【厚沢部川水位情報】（厚沢部川水位局SP=6466における水位）

厚沢部川水位情報	水 位 (m)
水防団待機水位（指定水位）	4.54m
はん濫注意水位（警戒水位）	5.66m
避難判断水位（特別警戒水位）	5.98m
はん濫危険水位（危険水位）	6.44m
計画高水位	7.85m

※避難判断水位設定の前提条件

危険水位相当換算水位（6.65m）－水位上昇速度（0.68m/h）×避難時間（1.28h）

【水防警報伝達系統図】



8. 雨量・水位の把握

(1) 雨量の把握

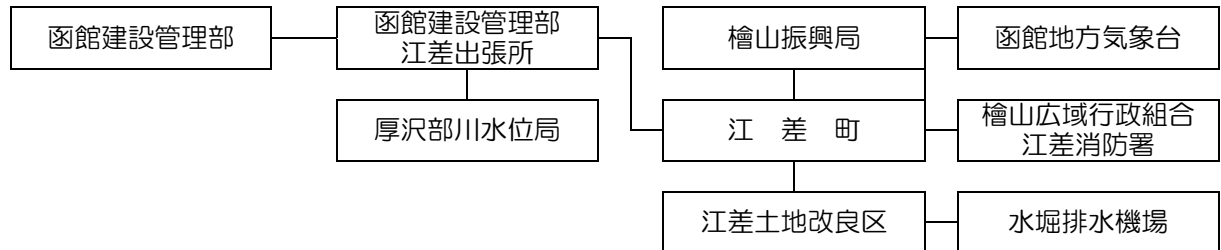
本部事務局は、気象情報又は気象状況によって相当の降雨があると認めるときは、水防区域を重点にその他危険と想定される箇所について、各関係機関と連絡をとり、雨量及び水位等の情報を把握し、水防管理者に報告するものとする。

(2) 水位の把握

本部事務局は、函館建設管理部江差出張所から河川水位がはん濫注意水位（警戒水位）を突破する等の通報を受けたときは、直ちにその旨を水防管理者に報告するとともに、水防活動に必要な体制を整えるものとする。

また、広報車や遠隔吹鳴システム等の伝達手段により一般市民に伝達するものとする。

【雨量、水位観測の通信系統図】



9. 水防信号

水害が発生する恐れのある場合、及び水害が発生した場合における警戒信号、及び水防機関の出動信号並びに一般住民の避難立退きの危険信号は、次の表によるものとする。

方法 区分	警鐘信号	サイレン信号	摘要
警戒信号	○休止○休止○休止	5秒-15秒 ○-休止	はん濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び気象台から気象の通報を受けたとき発す信号
出動第1 信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 ○-休止	水防管理団体及び消防機関に属する者全員出動信号
出動第2 信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 ○-休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危険信号 〔避難〕 立退き	乱 打	1分-5秒 ○-休止	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号

備考：1 信号は、適宜の時間継続すること。

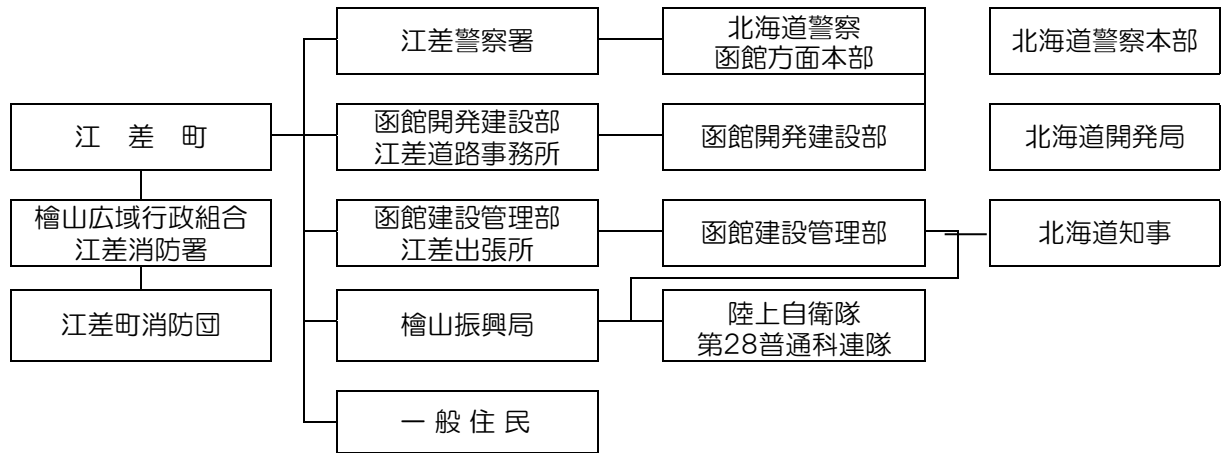
2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。

3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

10. 決壊通報

堤防等が決壊したときは、水防管理者及び消防機関の長は、直ちに次の系統図により通報するものとする。

【堤防等の決壊通報系統図】



11. 水防活動

(1) 重要水防区域の監視

災害の発生するおそれのあるときは、建設対策部は随時当該地区を巡視し、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告し、その施設の管理者に対して必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

(2) 非常配備体制

水防管理者は、災害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速かつ強力な推進を図るため必要があると認めたときは、非常配備の体制をとるものとする。非常配備の基準及び伝達方法は「第3章第1節 組織計画」によるものとする。

なお、水防管理者が消防機関に非常配備を要請する時期は、次のとおりである。

- ①水防管理者が自らの判断により必要と認めたとき。
- ②榎山振興局から水防警報の伝達を受けたとき。
- ③榎山振興局が必要と認めて指示したとき。

(3) 警戒区域の指定

消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。なお、消防機関に属する者がいないとき、又は消防機関から要請があったときは、警察官は、消防機関に関する職権を行うことができる。

警戒区域を設定した者は、直ちに水防管理者及び消防機関の長、警察署長にその旨を報告する。

(4) 水防作業

本部事務局及び消防機関は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造・流速・護岸の状況等を考慮して最も適切な工法で迅速かつ的確に実施するものとする。

12. 避難及び立退き

水防管理者は、堤防等が決壊した場合は、又は破堤のおそれがある場合は、「第5章第4節 避難対策計画」に定めるところにより、直ちに必要と認める区域の居住者に対し立退き又はその準備を指示するものとし、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

13. 監視及び警戒

(1) 常時監視

水防管理者は、河川・ダム・溜池等の管理者から巡視要請があった時は、すみやかに関係区域及び施設の監視員を定めるものとする。

監視員は、水防上危険であると認められる箇所を発見したときは、直ちに水防管理者に報告するとともに、当該河川・ダム・溜池等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(2) 非常監視及び警戒

水防管理者が非常配備を指令したときは、本部事務局は関係機関に対し通知する。それと同時に監視員を増員して災害のおそれのある水防区域及び警戒区域の監視を厳重に行い、異常を発見したときは直ちに水防管理者に報告し、その旨を関係機関に報告するものとする。

監視にあたり、注意すべき事項は次のとおりである。

- ①裏のりの漏水または、飽水による亀裂及び崖崩れ
- ②表のりでの水当たりの強い場所の亀裂及び崖崩れ
- ③天端の亀裂又は沈下
- ④堤防の越水状況
- ⑤樋門の両そで又は底部よりの漏水ととびらの締まり具合
- ⑥橋梁その他構造物と堤防との取り付け部分の異常
- ⑦溜池等については上記のほか、次の事項について注意するものとする。
 - ア. 取入口の閉塞状況
 - イ. 流域の山崩れの状態
 - ウ. 流水及び浮遊物の状況
 - エ. 余水吐及び放水路付近の状況
 - オ. 溜池の場合、上部溜池の状況
 - カ. 樋管の漏水による亀裂及び崖崩れの状況

14. 水防解除

水防管理者は、水位がはん濫注意水位（警戒水位）以下に減じ、かつ危険が無くなったとき、又は非常警戒の必要がなくなると認めるときは、水防の警戒体制を解除し、これを一般に周知するものとする。

15. 水防報告等

(1) 水防報告

水防管理者（町長）は、次に定める事態が発生したときは、速やかに檜山振興局長に報告するものとする。

- ①消防機関を出動させたとき。
- ②他の水防管理団体に応援を求めたとき。
- ③その他報告の必要があると認める事態が生じたとき。

(2) 水防活動実績報告

水防管理者は、水防が終結したときは、速やかに記録を整理するとともに、次に定める様式による水防活動実績報告を翌月5日までに檜山振興局長に2部報告するものとする。

水防活動実績報告書

自 年 月 日
至 年 月 日

(市町村名)

区 分	水 防 活 動	使用資機材			備 考
	活動延人数	主要資材	その他資材	計	
水防管理団体分 前 回 迄	人	円	円	円	
月 分					
小計					
累 計					

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分に係る「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「主要資材」欄は、俵・かます・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太・くい・板類・鉄線・釘・かすがい・蛇籠・置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 3 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

16. 公用負担等

(1) 公用負担

水防管理者又は消防機関の長が、水防のための緊急の必要があるときに水防法第28条の規定により行使することができる公用負担に係る権限は次のとおりである。

- ① 必要な土地の一時使用
- ② 土砂・竹木その他の資材の使用又は収用
- ③ 車両その他運搬具又は器具の使用
- ④ 工作物その他障害物の処分

(2) 損失補償

水防管理団体は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

17. 水防訓練

水防管理者は、消防機関の職員及び消防団員に対し、水防作業の技能を習得させるため、水防法第35条に定めるところにより毎年水防訓練を実施しなければならない。

第3節 風害予防計画

風により建築物・工作物・農作物・水産施設及び漁船等の災害予防に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 予防対策

防災関係機関は、海岸線及び内陸部における風害を防ぐため、海岸防災林造成事業や防風林造成事業等の治山事業を推進するとともに、農作物の時期別・作物別の予防措置及び対策を指導し、耕地防風林の合理的な造成についても指導するものとする。

また、学校や医療機関の応急対策上重要な施設の安全性の向上に配慮するとともに、家屋その他建築物の倒壊等を防止するための緊急措置は、それぞれの施設管理者が行うものであるが、看板やアンテナ等の固定など、強風による落下防止対策等の徹底を図るものとする。

第4節 雪害予防計画

異常降雪等により予想される大雪・暴風雪等の災害に対処するための除雪及び交通確保に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 除雪路線の実施負担

除雪路線は、特に交通確保が必要な主要路線について、次の区分により除雪を分担し実施する。

- (1) 国道の除雪は、北海道開発局函館開発建設部江差道路事務所が実施する。
- (2) 主要道道及び一般道道の除雪は、函館建設管理部江差出張所が実施する。
- (3) 町道の除雪は、町が実施する。その内容は次のとおりとする。

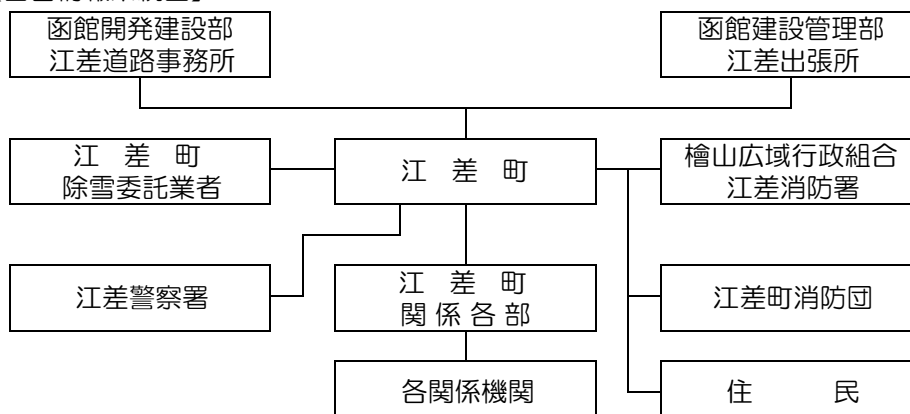
異常降雪により地域住民の交通に著しい支障がある場合は、速やかに除雪を実施するものとする。昼夜交通を確保することを原則とするが、住家戸数及び交通量を勘案して除雪回数は最低朝1回とする。路線の緊急順位は次のとおりとする。

- ① 国道・道道へ通ずる町道
- ② 避難場所へ通ずる町道
- ③ 消防水利の存在する町道及び水利に通ずる町道
- ④ 公共施設に通ずる町道
- ⑤ バス路線となっている町道
- ⑥ 通学用道路となっている町道
- ⑦ 交通量の多い町道及び産業道路として重要な町道

2. 雪害情報の連絡体制

雪害に関する情報や避難勧告・指示などが円滑に伝わるよう連絡系統を次のとおりとする。

【雪害情報系統図】



3. 除雪機械等の整備点検

町長及び道路管理者は、除雪作業を迅速かつ効率的にするため、除雪機械の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

4. 警戒体制

各関係機関は、函館地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報並びに情報等と現地情報を勘案し、必要と認められる場合は、それぞれの定める警戒体制に入るものとする。

5. 積雪時における消防対策

町は、除雪計画路線のほか住宅密集地の道路について、常に消防車の運行に支障のないよう除雪を行うものとする。消防水利については、江差消防署員及び消防団員により常に除雪を行い、消防活動に支障のないように守るものとする。

また、積雪により消防車の出動が困難となる地域については、予防査察等を重点的に実施するものとする。

6. 雪害時の応急対策

積雪が甚だしく、交通が途絶している地区の住民に対しては、食糧供給・急患輸送・教育等の救援対策を行う。

7. 通信・電力施設の雪害防止対策

東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店、北海道電力株式会社江差営業所は、雪害の発生が予想されるときは着氷雪等による被害防止のため、それぞれ必要な警戒体制を整え、通信・電力の確保に努めるものとする。

8. 孤立予想地域及び医療助産対策

大雪時における孤立地域の食糧供給、急患医療救護対策については、町有除雪機械のほか、除雪民間委託業者の協力を得る。

9. 雪害による人的被害対策

雪害による人的被害の原因としては下記の要因があり、積雪時には広報等により住民の注意を喚起するものとする。

- (1)雪崩により、家屋等が倒壊したことによるもの
- (2)雪崩に車両等が巻き込まれたことによるもの
- (3)屋根の雪おろし中、誤って転落したことによるもの
- (4)屋根雪等の落下によるもの
- (5)除排雪中に川等に転落したことによるもの
- (6)除雪して積み上げておいた雪が崩れたことによるもの
- (7)雪により、ビニールハウス等が倒壊したことによるもの
- (8)吹雪等により走行不能となった自動車内に閉じ込められ、一酸化炭素中毒症等になったもの、あるいは凍死したもの
- (9)吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍死したもの、あるいは川等に転落したことによるもの
- (10)除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの（除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し下敷きになったもの等を含む。）

10. なだれ対策

各関係機関は、それぞれの業務所管区域内におけるなだれ発生予想箇所に、標示板による標示を行うなどして、住民に周知するものとする。

11. 排雪

各道路管理者は、排雪に伴う雪捨場の設置に当たっては、特に次の事項に留意するものとする。

(1)雪捨場は、交通に支障ない場所を選定することとし、やむを得ず道路側面等を利用する場合は、車両の待避場を設けるなどして交通の妨げにならないよう配慮するものとする。

(2)河川等を利用して雪捨場を設置する場合は、河川管理者と十分協議することとし、河川の流下能力確保に努め、溢水災害等の発生防止に十分配慮するものとする。

第5節 融雪災害予防計画

融雪による出水・なだれ等の災害に対処するための予防対策及び応急対策に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 気象情報及び積雪状況の把握

融雪期において、函館地方气象台等関係機関と密接な連絡を取り、降積雪の状況を的確に把握するとともに、降雨や気温上昇等に留意しながら出水・なだれ等の予測に努めるものとする。

2. 水防区域等の警戒

出水等に備えは、「本章第2節 水害予防計画」に定める警戒・通報体制を取るものとし、なだれ・積雪等により河道が著しく狭められ被害発生が予測される場所、又は流水等により橋梁の決壊を防止するため、常に河道内及び側溝等の障害物の除去に努め流下能力の確保を図るものとする。

3. 河川内障害物の除去及び施設の整備点検

町及び河川管理者は、河川が融雪・結氷・捨雪及び塵芥等により河道が著しく狭められ、出水による災害が予想される場合は、融雪出水前に河道内の除雪・結氷の破碎等障害物の除去に努めるとともに、樋門・樋管等河川管理施設の整備点検を行うものとする。

また、土地改良区も同様に水路等の施設の整備点検に努めるものとする。

4. 道路の除排雪

町及び道路管理者は、積雪・結氷・滞留水等により道路の交通が阻害されるおそれがあるときは、道路の除排雪や結氷の破碎等を行うとともに道路側溝・排水溝の排水能力確保に努めるものとする。

5. 融雪災害時の応急対策

出水災害等が発生したときは、必要に応じ住民の避難等の応急対策を講ずるものとし、被害を未然に防止又は被害の拡大を防ぐため、水量・流速・流域等の状況を考慮して可能な限り最も適切な水防工法等を選択し作業を実施する。

6. 水防資機材の整備・点検

町長及び河川管理者は、水防活動を迅速かつ効率的にするため、融雪出水前に水防資機材の整備点検を行うとともに、関係機関及び資機材手持ち業者等とも十分な打ち合わせを行い、資機材の効率的な活用を図るものとする。

7. 水防思想の普及徹底

町長及び河川管理者は、融雪出水に際し、住民の十分な協力が得られるよう、日頃から広報紙等を通じ水防思想の普及徹底に努めるものとする。

第6節 高波・高潮災害予防計画

高波・高潮による災害の未然防止と軽減のため、国・北海道と協力し漁港・護岸・防潮堤等を整備するとともに、危険区域の実態を把握し、予防措置を講じるよう検討し、監視警戒体制を確立するための計画を定め、被害防止に努めるものとする。

1. 海岸保全

海岸地域を高波・高潮から防護するために海岸施設を整備促進し、被害防止に努めるものとする。

また、漁港管理者は、波除堤・係留杭等の施設を点検し必要な整備を行うとともに、水路の確保・係留の安全性等を随時点検し、利用に対し必要な指示又は指導を行う。

2. 船舶と漁港の管理

漁港内に係留する船舶の所有者及び管理者は、高波・高潮による船舶の流出防止に努める。

3. 監視警戒体制の確立

特別警報・警報・注意報並びに情報等を受信した場合は、ただちに海岸地域及び河川沿岸をパトロールし、潮位・波高を監視するものとする。

4. 水防体制の確立

水防資機材の備蓄等所要の措置を講じ水防体制の確立を図るものとする。

5. 危険区域等の周知

本町は、高波・高潮・津波等の危険区域が8箇所指定されている。

危険区域について地域住民に情報提供するとともに、高波・高潮・津波等に関する情報の収集と伝達、及び災害発生時の対応等について周知徹底を図る。

第7節 土砂災害予防計画

この計画は、地すべり・急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等、土石流等の災害を予防するため、これらの災害危険箇所の実態を把握し、危険区域の指定、災害対策事業の推進、避難体制の確立など土砂災害についての総合的な対策を定めるものである。また、降雨等による土砂災害の危険性が高いと判断された箇所について、治山・砂防等の事業による土砂災害対策を実施するとともに、関係機関や住民への周知、及び適切な警戒避難体制の整備など総合的な土砂災害対策を推進するものとする。

1. 地すべり等対策

本町は、土砂災害防止法に伴う基礎調査の結果、「地すべり危険区域」が1箇所指定されている。地すべり防止対策は、次のとおりとする。

- (1)地すべりが予想される区域又は箇所について、系統的な調査を行い事前に把握する。
- (2)危険区域箇所については、対策事業の実施に向けた防止区域の指定を要請する。
- (3)土地所有者に対しては、災害を誘発するおそれのある次の行為を行わないように指導する。
 - ①のり切・切土・掘削又は盛土
 - ②土石の採取又は集積
 - ③その他災害を助長し誘発する行為

2. 急傾斜地の崩壊（がけ崩れ）等対策

本町は、土砂災害防止法に伴う基礎調査の結果、「急傾斜地崩壊危険区域」が90箇所指定されている。急傾斜地崩壊等防止対策は、次のとおりとする。

- (1)急傾斜地崩壊等に対処する治山工事等を推進する。
- (2)急傾斜地崩壊等危険区域に関する資料を関係住民に提供するとともに、標示板等を設置して周知徹底を図る。
- (3)急傾斜地崩壊等危険地区周辺住民の警戒避難体制を確立する。
- (4)急傾斜地崩壊等に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。

3. 土石流等対策

本町は、土砂災害防止法に伴う基礎調査の結果、「土石流危険渓流区域」が37箇所指定されている。土石流等防止対策は、次のとおりとする。

- (1)土石流等に対処する治山工事等を推進する。
- (2)土石流等危険区域に関する資料を関係住民に提供するとともに、標示板等を設置して周知徹底を図る。
- (3)危険区域周辺住民の警戒避難体制を確立する。
- (4)土石流等に関する情報の収集と伝達、日常の防災活動、地震及び降雨時の対応等について、地域住民に周知徹底を図る。

4. 警戒・避難の基準及び指導

(1)警戒・避難基準

警戒・避難基準は、原則として降雨量等に基づいて設定するものとし、過去における土石流・地震・大雨による被害、道路の状況、警戒避難のための基準雨量等を参考にしながら、次の場合は町民が自発的に警戒・避難するように指示する。

- ①立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流れる音が聞こえた場合
- ②溪流の水が急に濁りだした場合や、流木等が混ざりはじめた場合
- ③地震及び降雨が続いているのに水位が急激に減少しはじめた場合（上流で土砂崩壊があり、流れをせき止められたおそれがある場合）
- ④溪流付近の斜面崩壊が発生した場合及びその兆候があった場合

(2)避難勧告等の発令・判断及び伝達

①避難勧告等の発令

予報・警報及び避難命令は、迅速かつ正確に地域住民に伝達し、周知されるようにするほか、地域住民自ら異常気象時に的確に判断できるように指導する。

②避難勧告等の判断

避難勧告等は、土砂災害に関する情報を収集したうえ、過去の土砂災害発生状況、土砂災害の予兆現象、周辺地域での発生状況等を総合的に分析した上で判断するものとし、避難勧告等の発令の判断基準は次のとおりとする。ただし、基準に該当しない場合であっても、現地や気象の状況を総合的に勘案し、避難勧告等を発令するものとする。

なお、地区住民が自ら予兆現象を確認したときは、町に報告するとともに、住民が自発的に警戒避難するよう助言する。

③避難勧告等の伝達

避難勧告等の伝達方法は、「第5章第2節 災害広報計画」を基本とする。

避難勧告等の発令判断基準

区 分	基 準 (次のいずれかに該当した場合に発令する)	対 象 区 域 (土砂災害危険箇所内の住家等を基本とする)
避難準備・高齢者等避難開始	1 大雨警報（土砂災害）が発表され、人的被害の発生する可能性が高まった状況の場合	北海道土砂災害警戒システムの判定メッシュ情報（以下「メッシュ情報」という。）で大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及び橙）
避難勧告	1 土砂災害警戒情報が発表された場合	メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域及びその周辺の大規模大雨警報（土砂災害）の発表基準を超過した区域（赤及びその周辺の橙）
	2 土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合	当該前兆現象が発見された箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）
避難指示 (緊急)	1 土砂災害警戒情報が発表されており、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合	記録的短時間大雨情報が発表された地域（発表文で確認。例：江差町〇〇付近）及びその周辺の地域のうち、メッシュ情報で土砂災害警戒情報の発表基準を超過した区域（赤）
	2 土砂災害が発生した場合	当該土砂災害が発生した箇所及びその周辺の区域（土砂災害危険箇所以外の区域で発見された場合を含む。）

※重要な情報については、気象情報等を発表した気象官署・砂防関係機関等との間で相互に情報交換する。

※想定を超える規模の災害が発生することや、想定外の事象が発生することもあることから、関係機関との情報交換を密に行い、暴風域はどのあたりまで接近しているか、近隣で災害や前兆現象が発生していないか等、広域的な状況把握に努める。

※土砂災害の前兆現象等、巡視等により自ら収集する現地情報、レーダ観測でとらえた強い雨の地域、避難行動の難易度（夜間や暴風の中での避難）等、必ずしも数値等で明確にできないものも考慮し、総合的に判断を行う。

(3)避難方法

避難方法については、土石流危険渓流に直角の方向に避難する等安全な方法を地域住民に周知徹底するよう指導する。

(4)避難場所

- (1)土石流・がけ崩れ・地すべり等によって被害を受けるおそれのない場所であること。
- (2)保全対象人家からできる限り近距離であること。

5. 警戒避難体制の整備

地すべり、急傾斜地崩壊（がけ崩れ）等、土石流等の災害危険区域では、別表1のとおり警戒避難基準雨量表に基づき、警戒避難体制の基準を定める。

(1)情報の収集及び伝達

危険区域の状況等応急対策に必要な情報の収集及び伝達は、「第5章第1節 災害情報通信計画」及び「第5章第2節 災害広報計画」の定めるところにより、迅速かつ的確に行うものとする。

特に、高齢者等の特に防災上の配慮を要する避難行動要支援者が利用する施設に対しては、当該施設の利用者の円滑な避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等を当該施設管理者等に適切な方法によって伝達するものとする。

(2)警戒巡視員による危険地区の巡視及び警戒

- ①町長は、危険地域毎に警戒巡視員を定め、降雨気象警報発令中又は必要に応じて当該危険地区を巡視することを命じ、必要事項を報告させるものとする。なお、警戒巡視員は本部事務局の中から町長が任命する。
- ②警戒巡視員は、危険地区の巡視を行いその警戒に当たるものとし、表層・地表水・湧水・亀裂・樹木等の傾倒など必要事項について報告するものとする。

別表1【警戒避難基準雨量表】

警戒体制の区分	地区名	降雨の状況	配備体制	措置基準
第1警戒体制	指定区域全域	1. 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを越えたとき。 2. 前日までの連続雨量が40～100mmで当日の日雨量が80mmを越えたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを越えたとき。	「第3章第1節 組織計画」に定める第一非常配備による。	(1)危険区域の巡視及び警戒 (2)住民広報
第2警戒体制	指定区域全域	1. 前日までの連続雨量が100mm以上で当日の日雨量が50mmを超過時雨量30mmの強雨が降りはじめたとき。 2. 前日までの連続雨量が40～100mmで当日の日雨量が80mmを超過時雨量が30mmの強雨が降りはじめたとき。 3. 前日までの降雨がない場合で当日の日雨量が100mmを超過時雨量30mmの強雨が降りはじめたとき。	「第3章第1節 組織計画」に定める第二非常配備による。	(1)住民の避難準備 (2)警告 (災対法第56条による) (3)避難の指示 (災対法第60条による)

6. 土砂災害警戒区域等対策

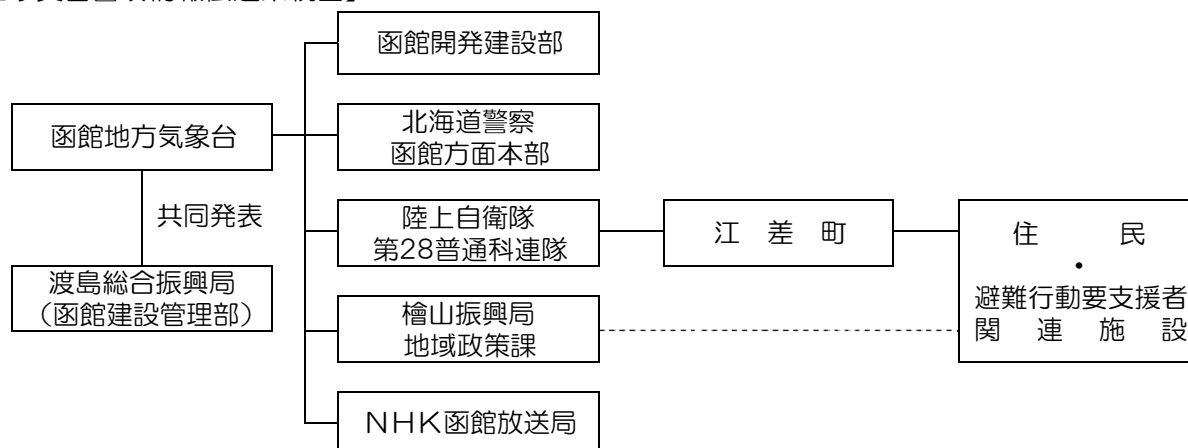
本町は、土砂災害警戒区域が円山地区に1箇所指定されている。土砂災害警戒区域等の対策は、次のとおりとする。

(1) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

① 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害警戒区域等の指定があったときは、指定区域の図書を縦覧するとともに、指定区域内の住民周知を図る。なお、伝達系統図は次のとおりとする。

【土砂災害警戒情報伝達系統図】



② 土砂災害ハザードマップの作成・配布

区域の指定があったときは、土砂災害警戒区域等及び避難場所・避難等を記したハザードマップを作成し、地域住民に配布する。

③ 警戒・避難に関する情報の収集及び伝達

気象庁・北海道・防災情報提供機関及び報道機関が提供する気象、降雨や警戒避難に関する情報を電話・インターネット・テレビ・ラジオ等により収集する。また、これらの情報の収集方法及び土砂災害の予兆現象の把握方法について、住民に周知する。

(2) 避難・救助

① 避難路及び避難場所

避難路及び避難場所は、ハザードマップに示すとおりとする。

② 避難の方法及び救助

住民の避難誘導にあたっては、「第5章第4節 避難対策計画」に基づき、関係機関との連携により行うものとし、この際、避難行動要支援者にも十分配慮する。（「第4章第12節 避難行動要支援者対策計画」参照）

③ 自主防災組織

自主防災組織は、「第4章第13節 自主防災組織の育成等に関する計画」に基づき、育成・強化を図る。

(3) 土砂災害特別警戒区域における特記事項

道と連携して住宅宅地分譲地・社会福祉施設等のための開発行為に関する許可、建築基準法に基づく建築物の構造規制、土砂災害時に著しい損壊が生じるおそれがある建築物等の所有者に対し、移転等の勧告の措置を行う。

第8節 建築物災害予防計画

風水害・地震・火災等の災害から、建築物を防御するための必要な措置を本計画に定める。

1. 公共建造物

町が所管する主な施設は、防災活動上重要な拠点となることを考慮して、その施設の管理者が点検・整備に努めるものとする。特に、地震対策の強化として新耐震基準制定（昭和56年）以前の公共建築物のうち、災害時の防災拠点施設（役場庁舎・消防庁舎等）、避難所施設（学校校舎・体育館・集会所等）や入所施設（病院・社会福祉施設等）となる建築物については、計画的に耐震診断を実施し、建替・改修・補強等による耐震性能の強化に努めるものとする。

2. 一般の建造物

- (1)市街地の大火災を防止するため、都市計画法及び建築基準法等により準防火地域を指定し、町内の商業地域並びに近隣商業地域を中心に耐火・簡易耐火・防火構造など耐火・不燃化を推進し、建築物の災害予防に努めるものとする。
- (2)学校・病院・旅館等多数の人々が滞在する建築物や集会場・スーパー等多数の人々が集まる建築物並びに工場・危険物の貯蔵施設等火災の危険性高い建築物などを総称して特殊建築物と呼ぶが、これらの特殊建築物については、建築基準法及び消防法に従い、定期報告制度及び維持保全計画の作成等、その徹底を図り、維持保全に努めるものとする。また、エレベーター等の昇降機についても、耐震性能の改善に努めるものとする。
- (3)防災診断及び各種融資制度の周知により、防災改修の促進を図るものとする。特に地震対策として、防災上重要な既存建築物の耐震構造設計に基づいた設計を行うように指導し、耐震建築物の促進を図る。
- (4)積雪期における建築物の倒壊防止及び屋根からの落雪による事故防止のため、除雪前の建築物の点検、適時の雪下ろし指導等を実施するものとする。
- (5)地震時のブロック塀等倒壊による人身事故を防止するため、通学路や避難路及び人通りの多い道路等に面する既存ブロック塀等の実態調査を行い、危険箇所の把握に努めるとともに改善指導に努めるものとする。また、ブロック塀等を新設又は改修しようとする設置者や関係業者に対しては、建築基準法施行令における技術基準の遵守を指導するものとする。
- (6)自動販売機の倒壊防止や車道への滑り出しを防止するため、設置者には日本工業規格の「自動販売機の据え付け基準」の遵守を指導するものとする。

3. 災害危険区域等調査の実施

消防機関は、町内の建造物について次の調査を行い、消防法に抵触し、かつ火災防壁上警防計画をたてておく必要があると認める場合、消防署長は災害危険区域等の指定を行うものとする。

- (1)危険物製造所等の所在地
- (2)高圧ガス・LPガス貯蔵施設の所在地
- (3)火薬類・放射性物資等の貯蔵施設の所在地
- (4)木造建築物密集箇所及び大規模な特殊建物
- (5)浸水被害危険予想箇所
- (6)その他警防上必要と認められた地域

4. 災害危険区域及び特殊建築物の指定

(1) 危険区域の指定要件と設定

- ①道路による区画内の木造建物が密集し、予想焼失面積が拡大される地域。
- ②火災防壁上警防計画をたてておく必要があると消防署長が認めた場合。本町では、商工店や飲食店が密集した市街地の商店街を危険区域に設定し、火災発生時の消火活動として水利選定から延焼拡大防止の防壁線の選定、さらに人命救助及び避難誘導対策などを網羅した警防計画を立てている。

(2) 特殊建物の指定要件と設定

- ①延べ面積が3,000平方メートル以上、階数4以上の対象物
- ②その他警防上地域の特殊性を考慮し、署長が必要と認めるもの。

※防火対象物の状況は次のとおり

(平成29年4月1日現在)

防火対象物区分		法十七 条で 指定 する もの (消防 設備)	法八 条で 指定 する もの (防火 管理者 選任)	法八 条の 二の 指定 する もの (防火 対象物)	防火 管理 者 選 任 状 況	消 防 計 画 届 出 状 況	
(1)	イ	劇場・映画館	1	1	1	1	1
	ロ	公会堂・集会場	19	19	5	19	19
(2)	ロ	遊技場・ダンスホール等	1	1	0	1	1
(3)	ロ	飲食店	10	10	0	9	9
(4)		百貨店・店舗等	22	17	6	15	15
(5)	イ	旅館・ホテル等	10	9	1	9	9
	ロ	共同住宅・寄宿舎等	98	11		6	6
(6)	イ(1)	病院・診療所等	2	2	1	2	2
	イ(3)	病院・診療所等	1	1	0	1	1
	イ(4)	病院・診療所等	2	0	0	0	0
	ロ(1)	老人短期入所施設等(高齢者)	4	4	0	4	4
	ロ(5)	障害者支援施設等(障がい者)	3	3	0	3	3
	ハ(1)	老人デイサービスセンター等(高齢者)	4	3	0	3	3
	ハ(3)	助産施設・保育所等(児童)	4	3	0	3	3
	ハ(5)	障害者支援施設等(障がい者)	32	4	0	4	4
	ニ	幼稚園・特別支援学校	1	1	0	1	1
(7)		小・中・高・大・大学等	6	6		6	6
(8)		図書館・博物館等	1	1		1	1
(9)	ロ	一般公衆浴場	3	0		0	0
(10)		車両停車場、船舶・航空機の発着場	1	1		1	1
(11)		神社・寺院・教会等	15	12		7	7
(12)	イ	工場・作業所	36	0		0	0
(13)	イ	自動車車庫・駐車場	11	0		0	0
(14)		倉庫	35	0		0	0
(15)		事業所・官公署等	43	19		17	17
(16)	イ	複合用途(特定用途を有する)	19	14	3	12	12
	ロ	複合用途(特定用途を有しない)	9	1		1	1
(17)		重要文化財建造物	4	3		3	3
計			397	146	17	129	129

5. がけ地に近接する建築物の防火対策

がけ崩壊等で危険を及ぼすおそれのある地域においては、建築制限を行うとともに、既存の危険住宅については、がけ地近接住宅移転事業制度を活用し、安全な場所への移転促進を図るものとする。

第9節 消 防 計 画

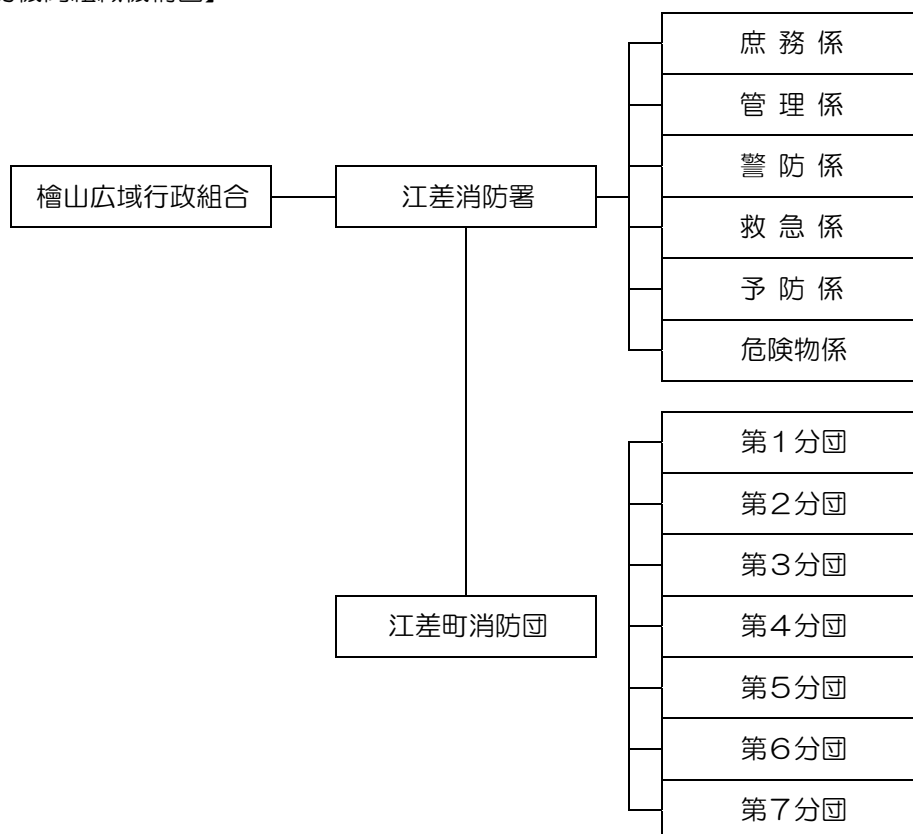
消防の任務は、その施設及び人員を活用して地域住民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに水火災又は地震等の災害を防除し、その被害を軽減することにある。このような任務が十分に行われるために実施すべき事項は、本計画及び檜山広域行政組合江差消防署において具体的な消防計画を定めるものとする。

1. 消 防 体 制

(1) 消防組織

消防機関の組織及び消防団の配置は、次のとおりである。

【消防機関組織機構図】



(2)火災予防対策

①消防力の強化推進

- ア. 消防職員及び消防団員の人員確保に努める。
- イ. 消防施設・消防機械及び消防資器材の整備充実に努める。
- ウ. 消防水利の整備を推進する。特に、老朽木造家屋等が密集した火災発生の危険度の高い地区については、重点的に整備するよう努める。なお、防火水槽の設置にあたっては、地震に備え耐震性の構造とする。

②火災予防の指導強化

消防機関は、町防災担当者との連携のもとに、町内会等の自主防災組織及び消防協力団体、防火対象物の所有者・管理者・防火管理者・危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者を対象に、次の内容からなる指導計画を定め、適宜に講習会・座談会等開催の機会を設け防火思想の普及・啓発の実施とともに、火災予防の指導周知を図るものとする。

1)町内会等の自主防災組織及び一般住民への指導内容

- ア. 燃烧消火の理論と消火器等の取扱い方法の指導
- イ. 予防知識の普及と家庭における具体的予防対策の指導
- ウ. 災害時における心構えと避難対策を指導し、避難場所の周知徹底をはかる
- エ. 高齢者や障がい者等の避難行動要支援者への避難介護の指導

2)防火対象物の所有者・管理者・防火管理者への指導内容

- ア. 消火器等の消防設備の管理点検の方法についての講習指導
- イ. 事業所等における自衛消防組織の編成及び消火訓練等の指導
- ウ. 避難対策及び避難訓練等の指導

3)危険物取扱所等の所有者・管理者・危険物取扱者等への指導内容

- ア. 危険物施設の維持管理体制の指導
- イ. 危険物取扱いの指導
- ウ. 危険物安全協会の事業に対する支援指導

③火災予防査察

病院・店舗・工場等の公衆の出入り、又は多数の人が勤務する建物及び一般家庭からの火災を未然に防止するため、消防機関による火災予防査察を実施するものとする。

④広報活動

- ア. 広報紙及びパンフレット等を発行し、火災予防の広報活動を実施する。
- イ. 防火思想の普及啓発を図るため、春・秋の全道火災予防運動に合わせた防火資料の配布など広報活動を実施する。

⑤防火管理者制度の徹底指導

消防法第8条に基づき、学校・病院・工場・旅館・スーパー等特殊建築物では防火管理者を定め、これら防火対象物における消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備、火気の使用又は取扱いの監督等防火管理上必要な業務の徹底について指導する。

(3)火災警報

①火災警報の発令及び解除

檜山広域行政組合は、消防法に定める火災に関する気象通報を受けた場合のほか、火災発生及び延焼拡大の危険が認められる次の各号に該当するときは、火災警報を発令し該当しなくなったときはこれを解除する。

ア. 実効湿度68%以下、最低湿度42%以下で、風速10m/s以上となったとき又はその見込みのとき。

イ. 最大風速15m/s以上の風が連続して吹くとき又はその見込みのとき。

②火災警報の伝達及び住民広報

火災警報が発令された場合には、消防署長は檜山広域行政組合火災予防条例第29条に定める「火災に関する警報の発令中における火の使用の制限」により、住民に対し檜山広域行政組合警防規程第12条に基づき、次に定める必要な措置を講ずるものとする。

ア. 関係機関に対する協力要請

イ. 警防装備・積載資機材の点検及び増強

ウ. 住民に対する広報・警戒の呼び掛け

エ. その他必要な事項

(4)消防の対応力の強化

大規模・特殊災害など、複雑多様化・高度化する消防業務に対応できる体制を確立するため、「北海道消防広域化基本計画」を踏まえながら、消防の対応力強化に向けて消防業務の高度化に努める。

2. 消防力の整備

消防活動の万全を期するため、消防力の整備指針を参考に、実態に即応する消防施設並びに人員の整備充実を図るとともに、常にこれを有効に使用できるよう維持管理の適正化を図る。

【消防署員】

(平成29年4月1日現在)

区分	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	計
定員							23
実員	0	4	6	5	1	6	22

【消防団員】

(平成29年4月1日現在)

区分	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部	1	2			3			6
第1分団			1	1	2	3	11	18
第2分団			1	1	2	2	11	17
第3分団			1	1	1	3	14	20
第4分団			1	1	2	3	9	16
第5分団			1	1	2	3	13	20
第6分団			1	1	2	3	12	19
第7分団			1	1	2	3	12	19
計	1	2	7	7	16	20	82	135

現有消防車両一覽

(平成29年4月1日現在)

配置地域	所 管	車両種別	配置年月日
愛宕 ⇒ 椴川	消 防 署	大型タンク車	平成 5年12月
		高規格救急車	平成27年11月
		高規格救急車	平成10年 2月
		司 令 車	平成13年 6月
	第1分団	大型タンク車	平成20年11月
	第2分団	普通ポンプ車	昭和60年10月
	第3分団	輸 送 車	平成 5年11月
	第4分団	普通ポンプ車	平成11年 9月
大 澗 ⇒ 伏木戸	第5分団	普通ポンプ車	昭和59年11月
中 網 ⇒ 鹹川	第6分団	普通ポンプ車	平成 9年10月
水 堀 ⇒ 五厘沢	第7分団	大型タンク車	平成14年 2月

消 防 水 利

単位：基

(平成29年4月1日現在)

区 別	合 計	消火栓		防火水槽			
		公 設	私 設	公 設		私 設	
				40m ³ 以上	40m ³ 未満	40m ³ 以上	40m ³ 未満
準市街地	159	119	8	20	6	6	0
その他の地域	50	36	0	13	1	0	0
合 計	209	155	8	33	7	6	0

準市街地	消 火 栓	防火水槽	その他の地域	消 火 栓	防火水槽
豊川町	11	(1)	椴川町	1	
新栄町	5		大澗町	2	
愛宕町	3	1	水堀町	8	4
中歌町	9	2	五厘沢町	2	1
姥神町	7	1	越前町	5	2
津花町	3		中網町	3	1
茂尻町	8	1	小黒部町	5	2
橋本町	3	1	朝日町	4	2
上野町	1	2	鹹川町	6	2
本 町	6	1			
新地町	3	2			
緑 丘	1	1			
円 山	5	3			
陣屋町	8	2			
海岸町	2				
南浜町	6	2			
柏 町	3	2			
南が丘	12(2)	1(1)			
砂 川	1(2)				
泊 町	3(1)				
尾山町	4				
田沢町	4				
伏木戸町	4	3(4)			
柳崎町	7(3)	1			
計	119(8)	26(6)	計	36	14

() は私設消火栓と私設防火水槽

3. 消防職員及び消防団員の教育訓練

消防職員及び消防団員に対し、資質の向上、体力の練成と第一線防災活動の充実強化を図るため、消防学校及び現地において「消防学校における教育訓練の基準」等に基づく教育訓練を実施する。

4. 広域消防応援体制

消防機関は、大規模な火災など単独では十分な災害応急対策を実施できない場合に備え、相互に応援できる体制を整備するとともに、災害発生時においては、必要に応じ「北海道広域消防相互応援協定」に基づき他の消防機関に応援を要請するものとする。

第10節 食料等の調達・確保及び防災資機材等の整備

町は、災害時における住民の生活を確保するため、食料・飲料水等の確保に努めるとともに、災害発生時における応急対策活動を円滑に行うため、防災資機材等の整備に努める。

1. 食料等の確保・供給

(1)町は、あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなど、食料・飲料水・燃料及び毛布等生活必需品等の備蓄・調達体制を整備し、災害時における食料その他の物資の確保に努める。

(2)町は、防災週間や防災関係行事等を通じ、住民に対し2～3日分の食料及び飲料水・携帯トイレ・トイレトイレットペーパー等の備蓄に努めるよう啓発を行う。

2. 防災資機材等の整備

町は、災害時に必要とされる資機材の整備充実を図るとともに、積雪・寒冷期において発生した場合の対策として、暖房器具等の整備に努める。

3. 防災備蓄センターの整備

町は、防災備蓄センターの整備に努める。

第11節 避難体制整備計画

風水害・地震等による災害が発生した場合に、住民を安全に避難させるために平常時から安全な避難場所等を選定し、これを地区住民に周知徹底させるとともに、避難勧告等の伝達体制を確立し、的確に避難させるため、本計画を定める。

また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、役割を分担するなど庁内をあげた体制の構築に努めるものとする。

1. 避難場所・避難所

避難場所及び避難誘導等については、本計画で具体的に定めるとともに継続的にその見直しを行い、住民に対する周知徹底と指示伝達体制の確立に努める。特に水害や地震等による災害に対しては、道路・橋梁のき損による交通の途絶が想定されるため、避難場所の変更に対応できるよう自主防災組織等を活用し、災害地の被害状況の迅速な把握に努めるものとする。

災害による家屋の倒壊・焼失等により住居を喪失したものを収容するための避難所を予め選定・確保し、整備を図るものとする。

本町における避難場所等は次のとおりである。

指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所一覧

(1)指定緊急避難場所

災害が差し迫った状況や発災時において、緊急的に避難し、身の安全を確保することができる公園・グラウンド等をいう。

地区別	施設の名称	所在地	標高 (m)	災害種別ごと適否			
				洪水	土砂	地震	津波
朝日地区	旧朝日小中学校グラウンド	朝日町96	7.9	○	○	○	○
	逆川公園	鍼川町1216	25.3	○	○	○	○
	大円寺境内(避難所等施設利用協定)	小黒部町191	7.7	×	○	○	○
水堀地区	江差北小中学校グラウンド	水堀町147	4.5	○	○	○	○
	水堀コミュニティセンター前	水堀町28	5.4	○	○	○	×
	江差町パークゴルフ場	柳崎町979先	4.2	×	○	○	×
	江差高等学校グラウンド	伏木戸町481	46.6	○	○	○	○
日明地区	旧日明小中学校グラウンド	田沢町419	4.5	○	×	○	×
	観音寺境内(避難所等施設利用協定)	泊町369	23.6	○	×	○	○
市街地	愛宕神社境内	愛宕町	57.0	○	○	○	○
	稲荷神社境内	新栄町347	13.0	○	×	○	○
	旧江差南高等学校グラウンド	豊川町62-2	9.5	○	○	○	○
	えぞだて公園	豊川町56-4	9.5	○	×	○	○
	真宗大谷派江差別院境内 (避難所等施設利用協定)	中歌町169	23.2	○	×	○	○
	江差町役場駐車場	中歌町193-1	3.5	○	○	○	×
	浄土真宗本願寺派本願寺江差別院境内 (避難所等施設利用協定)	本町212	38.4	○	×	○	○
	江差小学校グラウンド	本町170	38.4	○	×	○	○
	法華寺境内(避難所等施設利用協定)	本町71	31.7	○	○	○	○
	正覚院境内(避難所等施設利用協定)	本町271	64.7	○	×	○	○
	松の岱グラウンド	緑丘197	67.3	○	○	○	○
	阿弥陀寺境内(避難所等施設利用協定)	緑丘46	35.4	○	○	○	○
	江差町文化会館駐車場	茂尻町71	17.0	○	○	○	○
	茂尻児童公園	茂尻町160-3	16.3	○	○	○	○
	江差中学校グラウンド	陣屋町506	24.4	○	○	○	○
五勝手・楸川地区	南が丘小学校グラウンド	南浜町370	27.5	○	×	○	○
	江差町運動公園	砂川225先	7.7	○	○	○	○

(2)指定避難所

被害を受けた者又は被害を受ける恐れのある者を一定期間収容し滞在させる学校・公民館等をいう。

地区別	施設の名称	所在地	構造	収容可能人員	標高(m)	災害種別ごと適否			
						洪水	土砂	地震	津波
朝日地区	鹹川寿の家	鹹川町408	木造	240	13.1	○	×	×	○
	朝日児童館	朝日町83	木造	260	7.0	○	×	×	○
	朝日町民体育館	朝日町96	木造	150	7.9	○	○	○	○
	小黒部寿の家	小黒部町161	木造	250	7.7	×	○	×	○
	大円寺 (避難所等施設利用協定)	小黒部町191	木造	70	7.7	×	○	○	○
	中網老人憩いの家	中網町130-2	木造	270	6.2	×	○	○	○
水堀地区	五厘沢集会所	五厘沢町71-3	木造	50	15.2	○	○	×	×
	越前寿の家	越前町203	木造	70	4.6	×	○	×	○
	水堀保育園	水堀町138	木造	100	4.5	○	○	×	○
	江差北小中学校	水堀町147	非木造	530	4.7	○	○	○	○
	水堀コミュニティセンター	水堀町28	非木造	700	5.4	○	○	×	×
	柳崎児童館	柳崎町279	木造	270	11.7	○	○	×	○
日明地区	江差高等学校	伏木戸町481	非木造	500	46.6	○	○	○	○
	伏木戸寿の家	伏木戸町643	木造	260	7.5	○	○	○	×
	田沢憩いの家	田沢町419	木造	260	4.5	×	○	○	×
	ぬくもり保養センター	尾山町126	木造	40	10.3	○	×	×	○
	日明保育園	尾山町126	木造	100	10.3	○	×	×	○
	泊生活館	泊町106	木造	280	3.3	×	○	×	×
市街地	観音寺 (避難所等施設利用協定)	泊町369	木造	50	23.6	○	×	○	○
	大潤寿の家	大潤町253	木造	50	15.9	○	×	○	○
	江差町老人福祉センター	新栄町264-1	木造	250	7.6	×	×	○	×
	豊川会館(旧とよかわ保育園)	豊川町56-3	木造	100	9.5	○	×	○	○
	真宗大谷派江差別院 (避難所等施設利用協定)	中歌町169	木造	260	23.2	○	×	○	○
	江差町役場	中歌町193-1	非木造	1,000	3.5	○	○	○	×
	江差追分会館	中歌町193	非木造	600	3.5	○	○	○	×
	江差町会所会館	中歌町76-1	木造	90	7.6	○	×	○	○
	江差町漁村センター	姥神町157	非木造	770	2.3	○	○	×	×
	浄土真宗本願寺派本願寺江差別院 (避難所等施設利用協定)	本町212	木造	60	38.4	○	×	○	○
	江差小学校	本町170	非木造	310	34.2	○	○	○	○
	法華寺 (避難所等施設利用協定)	本町71	木造	210	31.7	○	○	○	○
	正覚院 (避難所等施設利用協定)	本町271	木造	70	64.7	○	×	○	○
	刈鷹館	上野町46	木造	290	30.9	○	×	×	○
	翔天閣 (避難所等施設利用協定)	橋本町43	非木造	700	31.0	○	○	○	○
	緑丘福祉の家	緑丘3-3	木造	180	31.0	○	×	○	○
	阿弥陀寺 (避難所等施設利用協定)	緑丘46	木造	60	35.4	○	×	○	○
	消防コミュニティセンター	茂尻町96	非木造	210	17.0	○	○	○	○
	江差町文化会館	茂尻町71	非木造	800	17.0	○	○	○	○
	在宅型総合福祉施設まるやま	円山299-63	非木造	420	25.5	○	○	○	○
生きがい交流センター	円山313-14	木造	80	25.5	○	○	○	○	
かもめ保育園	円山313-20	木造	70	21.9	○	○	○	○	
江差中学校	陣屋町506	非木造	380	25.1	○	○	○	○	
陣屋ふれあいセンター	陣屋町129-27	木造	200	30.9	○	○	○	○	
南が丘ふれあいセンター	南が丘7-297	非木造	480	47.4	○	○	○	○	
五勝手・楸川地区	南が丘小学校	南浜町370	木造	800	27.5	○	×	○	○
	五勝手生活館	南浜町145-1	木造	410	5.6	○	○	×	×
	柏町母と子の家	柏町7	木造	40	13.3	○	○	○	○
	砂川浄水場	砂川176	非木造	40	51.0	○	○	○	○
	下水道管理センター	砂川411-6	非木造	60	11.7	○	○	○	○
	楸川担い手センター	楸川町243-3	木造	240	5.4	×	○	○	×

(3)福祉避難所

施設の名称	所在地	構造	収容可能 人員	標高 (m)	災害種別ごと適否			
					洪水	土砂	地震	津波
特別養護老人ホーム えさし荘	柳崎町78-2	非木造	160	34.0	○	○	○	○

(注) 指定緊急避難場所・指定避難所・福祉避難所の災害種別ごとの適否については、次の情報により区分した。

- (1) 収容可能人員：防火対象物台帳に基づく。
- (2) 洪水：厚沢部川の洪水浸水想定区域に基づく外、他の河川の状態による。
- (3) 土砂：北海道が指定する土砂災害危険箇所（急傾斜・土石流）に基づく。
- (4) 地震：新耐震・診断済・改修済等による耐震性に基づく。
- (5) 津波：北海道が作成した津波浸水予測図（平成29年2月作成）に基づく。

2. 避難場所・避難所の設定

(1)避難場所（緊急避難場所・一時避難場所を含む）

震災等による家屋の倒壊や火災延焼拡大等、緊急事態が発生した場合に一時的に避難するための最寄りの公園・広場及び学校グラウンド等とし、原則として給食等は行わない。

なお、観光客や周辺市町村からの避難者を収容する必要があるなど、相当規模の面積が必要な場合は、本部長は、必要に応じ他の避難場所を指定することができる。

(2)避難所（収容避難所を含む）

大雨・洪水等による家屋の浸水や流失、あるいは震災・大火災等による住居の喪失等の場合に避難者を収容するための施設で、本部長が指定したものとする。

(3)福祉避難所

老人福祉施設等を活用し、一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、要配慮者の状態に応じて安心して生活できる体制を整備し、次の基準に適合する福祉避難所を指定する。

- ①要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられていること。
- ②災害が発生した場合において要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制が整備されること。
- ③災害が発生した場合において、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されること。

3. 避難場所・避難所が災害にあった場合の選定

指定されている避難場所・避難所が、災害により使用不能な場合又は指定の見直しを図る場合は、次の点に留意して選定する。

(1)避難場所の選定要件

- ①火災から避難を考え、公園・緑地・グラウンド（校庭を含む。）、公共空地など空間を十分確保できること。
- ②がけ崩れや浸水などの危険のないこと。
- ③付近に危険物保管場所等が設置されていないこと。

(2)避難所の選定要件

- ①救援・救護活動を実施することが可能な地域であること。
- ②津波・浸水等の被害のおそれがないこと。
- ③給水・給食等の救助活動が可能であること。
- ④地割れ・がけ崩れ等が予想されていない地盤地質の地域であること。
- ⑤耐震構造で倒壊・損壊などのおそれがないこと。
- ⑥その他被災者が生活するうえで町が適当と認める場所であること。

4. 避難場所等の住民への周知

- ①避難場所・避難路及び避難所について、適切な場所に誘導標識等の整備を進めることとする。
- ②町広報紙及び各種会合等のあらゆる機会を通じて、地区住民に避難場所等の周知徹底を図るとともに、避難時における知識・心得等についての普及促進を図るものとする。
- ③自主防災組織を活用し、地区住民に対して避難場所等の確認を行うものとする。

5. 避難勧告等の具体的な発令基準の策定

町は、避難指示(緊急)・避難勧告・一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者・避難行動要支援者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始等について、河川管理者・水防管理者・気象庁等の協力を得つつ、洪水・土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や具体的な判断基準、迅速・的確な避難行動に結びつける伝達内容・方法を明確にしたマニュアル等の作成に努めるものとする。

6. 避難伝達体制の確立

避難伝達体制は、「第5章第4節 避難対策計画」の規定に準じ、下記の事項に留意して行うものとする。

- ①市街地においては、行政及び防災関係機関の広報車等を利用して、地区住民への避難勧告等の通報を行うものとする。
- ②郡部については、行政防災担当者の指示のもと、自主防災組織を活用し、地区住民への避難勧告等の通報を行うものとする。
- ③上記の伝達手段・方法を円滑かつ迅速にするため、資機材の整備に努めるものとする。
- ④住民等の迅速かつ円滑な避難を確保するため、避難勧告等の意味と内容の説明等について、日頃から周知に努めるものとする。

7. 避難所における住民の収容

避難所における収容人員は本節第1項「指定避難所一覧」のとおりとし、原則として地区住民が短い距離で避難可能となるような安全な施設に収容することとするが、災害の規模等により随時、災害対策本部より指示するものとする。

また、被災者の避難状況の把握は、被災者支援・災害対策の基本となるが、発災直後の町は、避難誘導や各種災害応急対策などの業務が錯綜し、居住者や避難所への収容状況などの把握に支障を生じることが想定される。

このため、避難所における入所者登録などの重要性について、避難所担当職員等に周知徹底を図るとともに、避難状況を把握するためのシステムを整備することが望ましい。なお、避難所における避難住民の登録等の個人情報の取り扱いには十分留意するものとする。

8. 避難誘導體制の構築

- (1)誘導員については、本部職員が行うが、状況により消防職員・消防団員・警察官の協力を得る。
特に、高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等の避難行動要支援者の誘導に当たっては、町内会や自主防災組織の協力を得ることとする。
- (2)町は、災害から住民の安全を確保するために必要な避難路を予め指定し、その整備を図るとともに、避難経路や避難場所、避難所等に案内標識を設置する等、緊急時の速やかな避難が確保されるよう努めるものとする。

- (3)町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定や、被災者の運送に関する運送事業者等との協定を締結するなど、具体的な手順を定めるよう努めるものとする。
- (4)町は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。
- (5)町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所と町との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

9. 避難計画の作成

町は、住民、特に高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦等の要配慮者が災害時において安全かつ迅速な避難を行うことができるよう、主に次の事項に留意して避難計画の作成に努めるものとする。なお、観光地の入り込み客にも同様の配慮を行うこととする。

また、自主防災組織等の育成を通じて、避難体制の確立や避難に関する情報と被災想定などを、視覚的に表したハザードマップの作成に努めるものとする。

- ①避難指示(緊急)、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始を発令する基準及び伝達方法
- ②避難場所・避難所の名称・所在地・対象地区及び対象人口
- ③避難場所・避難所への経路及び誘導方法（観光地などについては観光入り込み客対策を含む）
- ④避難誘導を所管する職員等の配置及び連絡体制
- ⑤避難場所・避難所の開設に伴う被災者救護措置に関する事項
 - ア. 給水・給食措置
 - イ. 毛布・寝具等の支給
 - ウ. 衣料・日用必需品の支給
 - エ. 暖房及び発電機用燃料の確保
 - オ. 負傷者に対する応急救護
- ⑥避難場所・避難所の管理に関する事項
 - ア. 避難中の秩序保持
 - イ. 住民の避難状況の把握
 - ウ. 避難住民に対する災害情報や応急対策実施状況の周知、伝達
 - エ. 避難住民に対する各種相談業務
- ⑦避難に関する広報
 - ア. 防災行政無線等による周知
 - イ. 広報車（消防・警察車両の出動要請を含む）による周知
 - ウ. 避難誘導者による現地広報
 - エ. 住民組織を通じた広報

10. 防災上重要な施設の管理等

学校、医療機関及び社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意して予め避難計画を作成し、関係職員等に周知徹底を図るとともに、訓練等を実施することにより避難の万全を期するものとする。

- ①避難の場所（避難場所・避難所）
- ②経路
- ③移送の方法
- ④時期及び誘導並びにその指示伝達の方法
- ⑤保健・衛生及び給食等の実施方法
- ⑥暖房及び発電機の燃料確保の方法

第12節 避難行動要支援者対策計画

災害発生時における避難行動要支援者の安全確保に関する計画は、次に定めるところによる。

1. 安全対策

災害発生時には、乳幼児・妊産婦・高齢者・障がい者・外国人等の避難行動要支援者は特に移動面に支障が伴うため、被害を受ける場合が多い。町及び社会福祉施設等の管理者は、避難行動要支援者の安全確保のため、住民・自主防災組織等の協力を得ながら、平常時から緊急連絡体制・避難誘導等の防災体制の整備に努める。

2. 避難行動要支援者への対策

要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する「避難行動要支援者」の安全を確保するため、基本法の規定に基づき「避難行動要支援者名簿」を作成し、個人情報への保護に留意しながら、消防機関・警察・社会福祉協議会・民生児童委員協議会・自主防災組織や町内会・自治会をはじめとする関係者と連携して、地域住民等の幅広い協力を得た避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等の環境整備に努めるものとする。

(1) 全体計画及び個別計画の策定

町は、要配慮者（避難行動要支援者）支援のための体制を充実させるため、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を踏まえ、道が作成した「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」等を参考に「江差町避難行動要支援者避難支援計画（全体計画）」を策定し、これらに基づき地域の特性や実情を踏まえつつ、避難行動要支援者名簿の情報に基づき、発災時に避難支援を行う援助者や避難支援の方法、避難場所、避難経路等、具体的な避難方法等について「個別計画」の策定を推進するものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿の作成

町が作成する「避難行動要支援者名簿」の対象範囲は次のとおりとし、施設等に入所している者を除くものとする。

- ア. 要介護3から5までの認定を受けている者
- イ. 身体障害者手帳を所持する、視覚障害者・下肢障害者・体幹障害を主たる障害とする総合級が1・2級の者、又は上肢障害・内部障害・聴覚障害を主たる障害とする総合級1級の者
- ウ. 療育手帳A判定の交付を受けている者
- エ. 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
- オ. その他、特に配慮を要すると認められ災害時等の支援を希望する者で、町長が必要と認める者

(3) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア. 氏名
- イ. 生年月日
- ウ. 性別
- エ. 住所又は居所
- オ. 電話番号その他連絡先
- カ. 避難支援等を必要とする事由

キ. 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項（生命を維持するために必要な機器利用の有無等）

また、その入手方法は、町においては要配慮者名簿及び避難行動要支援者名簿を作成するに当たり、要配慮者及び避難行動要支援者に該当する者を把握するため、町の関係部署で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努めること。

難病患者に係る情報等、町では把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認められるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、情報提供を求めるものとする。

(4) 避難支援者等への事前の名簿情報の提供

①町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者の迅速な避難や安否確認等のため、制度の趣旨及び避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）への名簿情報提供について、要支援者名簿登録同意書により同意確認を行うものとする。なお、避難行動要支援者本人が重度の認知症等により、本人の意思確認が困難な場合は親権者や法定代理人等からの同意をもって本人同意に代替する。ただし、災害が発生し、または発生する恐れがある場合は、同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な名簿情報を提供することができる。

②避難支援等関係者となる者は次に掲げる団体とする。

ア. 江差消防署（江差町消防団含む。）

イ. 函館方面江差警察署

ウ. 江差町民生児童委員協議会

エ. 江差町社会福祉協議会

オ. 江差町自主防災組織

カ. 町内会長又は自治会長

キ. その他、町長が必要と認められた機関及び組織等

(5) 名簿情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

町は、名簿情報を提供するときは、本計画に定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めるとともに、その他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努める。

ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要がある場合は、避難行動要支援者にかかる名簿情報を本人の同意なく、避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することができる。

(6) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町長は、法令の規定により災害に関する予報若しくは警報の通知を受けたとき、自ら災害に関する予報若しくは警報を知ったとき、法令の規定により自ら災害に関する警告をしたとき、又は通知を受けたときは、本計画に定めるところにより、予報若しくは警報又は通知に係る事項を関係機関及び町民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

この場合において、必要があると認めるときは、町は、住民その他関係のある公私の団体に対し、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき避難のための立退きの準備その他の措置について、必要な通知又は警告をすることができる。

町は、必要な通知又は警告をするに当たっては、要配慮者が災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告又は指示を受けた場合に円滑に避難のための立退きを行うことができるよう特に配慮しなければならない。

(7)避難支援等関係者の安全確保

町長は、法令及び本計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

(8)情報伝達

町は、避難行動要支援者に対する災害情報等の伝達を次のいずれかの方法で行うものとする。

ア. 広報車による伝達

イ. 電話による伝達

ウ. 自主防災組織の情報班による伝達

(9)避難対策

要配慮者に対する避難は、自主防災組織の救出・救護班及び各種団体等の協力を得て避難誘導等を行うものとする。なお、避難誘導にあたっては避難行動要支援者の健康状態に十分配慮し、自力で避難できない場合には車両等を利用して行うものとする。避難所においては、町及び各町内会等との連携を図り、高齢者や障がい者等の健康状態の把握などに努めるものとする。

(10)防災教育・訓練の充実

町は、避難行動要支援者自らの対応能力を出来るだけ高めるため、防災安全教室の開催等を通じて意識の高揚を図る。また、ホームヘルパーや保健師の協力を得て防災訓練を実施する。

3. 社会福祉施設の防災対策

(1)防災設備の整備

社会福祉施設等の利用者及び入所者は、寝たきり高齢者や障がい者等が多いため、管理者は施設の安全性の向上に努める。また、入所者が最低限度の生活維持に必要な飲料水・医薬品等の備蓄や防災資機材の整備に努める。

(2)組織体制の整備

施設管理者は、災害時において迅速かつ的確に対処するため、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担・動員計画・緊急連絡体制を明確にする。また、平素から町との連携のもとに、施設相互間・近隣住民・ボランティア組織等の入所者の実態に応じた協力を得られるような体制の整備に努める。

(3)緊急連絡体制の整備

施設管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通報装置を設置するなどして緊急時における情報伝達手段・方法等を確立するとともに、施設相互間の連携協力の強化に資するため、町の指導のもとに緊急連絡体制の整備を図る。

(4)防災教育・防災訓練の充実

施設管理者は、職員や利用者・入所者に対する防災意識の普及に努め、基礎知識に関する教育を定期的実施する。また、施設の構造や利用者・入所者の判断能力や行動能力等に応じた防災訓練を定期的実施する。特に、自力での避難が困難な利用者・入所者がいる施設においては、夜間における訓練も定期的実施するよう努める。

【警戒区域内の要配慮者利用施設】

No.	施設区分	施設名称	施設所在地	土砂	洪水	備考
1	障害者施設	あすなろ学園	江差町字田沢町542-3	○		急傾斜地崩壊
2	障害者施設	あすなろ地域交流センター	江差町字田沢町542-3	○		急傾斜地崩壊
3	障害者施設	あすなろアクティビティセンター	江差町字田沢町542-13	○		急傾斜地崩壊
4	障害者施設	江差町地域活動支援センター	江差町字田沢町542-3	○		土石流
5	高齢者施設	江差町老人福祉センター	江差町字新栄町264-1	○		土石流

※土砂災害防止法第8条第1項及び水防法第15条第1項に規定する施設

4. 援助活動

町は、避難行動要支援者の早期発見に努めるとともに、状況に応じた適切な援助活動を行う。

(1) 避難行動要支援者の確認・早期発見

町は災害発生後、あらかじめ把握している避難行動要支援者について直ちに所在や連絡先等を確認するなどして安否の確認に努める。

(2) 避難所等への移送

町は、避難行動要支援者を発見したときは、速やかに負傷の有無や周囲の状況等を総合的に判断し、次の措置を講ずる。

- ① 避難所への移動
- ② 医療機関への移送
- ③ 施設等への緊急入所

(3) 応急仮設住宅への優先的入居

町は、応急仮設住宅への避難行動要支援者の優先的入居に努める。

(4) 在宅者への支援

町は、避難行動要支援者が在宅での生活が可能と判断した場合は、生活実態を的確に把握し、必要な援助活動を行う。

(5) 応援要請

町は、救助活動の状況や避難行動要支援者の状況により、適宜、北海道や近隣市町村等に対し応援を要請する。

5. 外国人に対する対策

町は、言語・生活習慣・防災意識の異なる外国人を要配慮者として位置付け、災害発生時に迅速かつ的確に行動できるよう、次のような条件・環境づくりに努めるとともに、外国人登録等様々な機会をとらえて防災対策の周知を図る。

- ① 多言語による広報の充実
- ② 避難所標識等の多言語化
- ③ 施設等への緊急入所
- ④ 外国人を含めた防災教育・防災訓練の実施
- ⑤ 外国人登録時における防災知識の普及

第13節 自主防災組織の育成等に関する計画

災害の発生を防止し、また災害発生時の被害を最小限におさえるためには、防災関係機関の活動とともに地域住民及び事業所等による自主的な防災活動が極めて重要である。「自分達の地域は自分達で守る」という精神のもとに地域住民・事業所等による自主防災組織の設置・育成を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

1. 地域住民による自主防災組織

町は、町内会等の地域ごとの自主防災組織の設置及び育成に努め、地域住民が一致団結して消防団と連携を行い、初期消火活動や救出・救護活動をはじめ、高齢者や障がい者等の要配慮者の避難誘導等が効果的に行われるよう協力体制の確立を図る。

また、避難所の運営に関し、自主防災組織や町内会・自治会が主体となるなど、地域住民による自主的な運営に努めるものとする。

2. 事業所等の防災組織

多数の者が利用し、又は従事する施設並びに危険物を取り扱う事業所で、自衛消防組織設置が法令の規定により義務付けられている一定の事業所については、制度の趣旨を徹底するとともに、防災要員等の資質の向上に努める。

また、その他の事業所等においては、自主的な防災組織を設置するなどして、積極的な防火体制の整備・強化に努める。

3. 自主防災組織の編成

自主防災組織の活動を効果的に行うためには、あらかじめ組織内の役割分担を定めておくことが必要であり、組織の編成に当たっては、地域の実情に依りて以下の点に留意する。

- (1)自主防災組織は、地域住民相互の緊密な連携のもとに活動することが必要であり、町内会単位など連帯感を持てるよう適正な規模で編成する。
- (2)他地域への通勤者の多い地域では、昼夜間の活動に支障のないような編成とする。
- (3)地域内の事業所と協議のうえ、事業所の防災組織と連携を密にする。
- (4)自主防災組織を運営していく上で基本的な事項については、規約を設けて明確にする。

4. 自主防災組織の活動

(1)平常時の活動

①防災知識の普及

災害の発生を防止し被害の軽減を図るためには、町民一人ひとりの日頃の備えと災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

②防災訓練の実施

災害が発生したとき、町民一人ひとりが適切な措置を取ることが必要で、日頃から繰り返し訓練を実施し、防災活動に必要な知識及び技術を習得する。

訓練には、個別訓練及びこれらをまとめた総合訓練とがあり、個別訓練としては通常次のようなものが考えられるが、訓練を計画する際には地域の特性を考慮した訓練とする。

ア. 情報の収集伝達訓練

防災関係機関からの情報を正確かつ迅速に地域住民に伝達し、地域における被害状況等を関係機関へ通報するための訓練を実施する。

イ. 消火訓練

火災の拡大・延焼を防ぐため、消火器等を使用して消火に必要な技術等を習得する。

ウ. 救出救護訓練

家屋の崩壊やがけ崩れ等により、下敷きとなった者の救出活動及び負傷に対する応急手当の方法等を習得する。

エ. 避難訓練

避難の要領を熟知し、避難場所や避難所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

才. 図上訓練

一定の区域内の図面を活用して、想定される災害に対する地区の防災上の弱点等を見だし、それに対処する避難方法等を地域で検討し実践するため、町と連携して地元住民の立場に立った図上訓練の実施に努める。

③防災点検の実施

家庭及び地域においては、災害が発生したときに被害の拡大の原因となるのが多く見られるので、町民各自が点検を実施するほか、自主防災組織としては、定期的に防災点検を行う。

④防災用資機材等の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急措置をとることができるようにするためには、活動に必要な資機材を組織としてあらかじめ用意しておくことが望ましく、これらの資機材は日頃から点検して、非常時において直ちに使用できるようにする。

(2)非常時及び災害時の活動

①情報の収集伝達

自主防災組織は、災害時において防災関係機関の提供する情報を住民に伝達し、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に町へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して町民の不安を解消し、的確な応急活動を実施する。このため、あらかじめ次の事項を決めておくようにする。

ア. 連絡をとる防災関係機関

イ. 防災関係機関との連絡のための手段

ウ. 防災関係機関との情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

エ. 遠隔吹鳴システムの活用

また、避難場所や避難所等へ避難した後についても、地域被災状況・救助活動の状況等を必要に応じて報告し、混乱・流言飛語の防止にあたる。

②出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるよう呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器などを使い隣近所が相互に協力して初期消火に努めるようにする。

③救出救護活動の実施

がけ崩れ、建物の倒壊などにより下敷きになった者が発生したときは、町等に通報するとともに、二次災害に十分注意し速やかに救出活動に努める。また、防災関係機関が活動するまでの間、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。

④避難の実施

町長・警察官等から避難勧告、避難指示(緊急)や避難行動に時間を要する要配慮者・支援者などに対する避難準備・高齢者等避難開始が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り迅速かつ円滑に避難場所や避難所等へ誘導する。なお、避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

⑤給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長時間にわたり、被災者に対する炊き出しや救援物資の支給が必要になってくる。これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動がどうしても必要となってくるので、自主防災組織は町が実施する救援物資の配布活動に協力する。

(3) 避難行動要支援者の援護活動

独居老人・身体障がい者等を対象とした緊急通報システム導入による火災、急病等の平常時緊急連絡体制が整備されているが、システム上の限界から震災などの大規模災害時には、有線途絶に伴い、活用が不可能となる。

このため、地区の避難行動要支援者の保護・安全確認は、民生（児童）委員との連携による町内会・自治会又は自主防災組織等の活動・協力を基本として実施する。また、避難行動要支援者に対する避難準備・高齢者等避難開始等が出された場合は、地域住民が一体となって避難にあたる。

- ア. 住民の安全確認と保護
- イ. 医療手配などの応急対応
- ウ. 避難誘導援護

第14節 積雪・寒冷対策計画

積雪・寒冷期において災害が発生した場合、他の季節に発生する災害に比べて、積雪による被害の拡大や避難場所、避難路の確保等に支障を生じることが懸念される。

このため、町及び防災関係機関では積雪・寒冷対策を推進することにより、積雪・寒冷期における災害の軽減に努める。

1. 積雪対策の推進

積雪期における災害対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等、総合的・長期的な雪対策の推進により確立される。このため、「北海道雪害対策実施要綱」に基づき、北海道及び防災関係機関と相互に連携協力して実効ある雪対策の確立と雪害防止に努める。

2. 避難救出措置等

町は、積雪・寒冷対策を積極的に実施するため、「北海道雪害対策実施要綱」に準じ、所要の対策を講ずるとともに、特に次の事項につき十分留意するものとする。

- (1) 積雪・寒冷期に適切な避難勧告・指示ができるようにしておくこと。
- (2) 災害発生時における避難・救出・給水・食糧・燃料供給及び防疫等の応急措置の体制を整えること。

3. 交通の確保

災害発生時には、防災関係機関の行う緊急輸送等の災害応急対策の円滑な実施を図るため、道路交通の緊急確保を図ることが重要である。このため、町・北海道開発局函館開発建設部・函館建設管理部等の道路管理者は、除雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

① 除雪体制の強化

- ア. 道路管理者は、一般国道・道道・町道の整合性のとれた除雪体制を強化するため、相互の緊密な連携の下に各々の除雪計画を策定する。
- イ. 道路管理者は、除雪の向上を図るための除雪関係機械の整備を進める。

② 積雪寒冷地に適した道路整備の促進

- ア. 道路管理者は、冬期交通の確保を図るための道路の整備や施設の整備を推進する。
- イ. 道路管理者は、雪崩や吹雪等による交通障害を予防するため、雪崩防止柵や防雪柵等防雪施設等の防雪対策の促進を図る。

4. 雪に強いまちづくりの推進

(1) 家屋倒壊の防止

町は住宅の耐震性を確保し、屋根雪荷重の増大による家屋倒壊等を防止するため、建築基準法等の遵守の指導に努める。また、自力で屋根雪処理が不可能な世帯に対して、ボランティアの協力体制等、地域の相互扶助体制の確立を図る。

(2) 積雪期における避難場所・避難路の確保

町及び防災関係機関は、積雪期における避難場所・避難路の確保に努める。

5. 寒冷対策の推進

(1) 避難所対策

町は、避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具・燃料のほか、積雪期を想定した資機材（長靴・防寒具・スノーダンプ・スコップ・救出用スノーボード等）の備蓄に努める。また、電力供給が遮断された場合における暖房設備の電源確保のため、非常用電源等のバックアップ設備等の整備に努める。

(2) 被災者及び避難者対策

町は、被災者及び避難者に対する防寒用品の整備、備蓄に努める。また、応急仮設住宅は、積雪のため早期着工が困難となることや避難生活が長期化することが予想されることから、公営住宅や空き家等利用可能な既存住宅のあっせん等による、被災者、避難者の生活確保のための長期対策を検討する。

(3) 避難所の運営

町は、避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等、男女双方の視点等に配慮する。

第15節 複合災害に関する計画

町及び防災関係機関は、複合災害の発生可能性を認識し備えを充実するものとする。

1. 予防対策

(1) 防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意し、職員の派遣体制、資機材の輸送手段等の充実や、防災関係機関相互の連携強化に努めるものとする。

(2) 防災関係機関は、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定した図上訓練や実動訓練等の実施に努めるとともに、その結果を踏まえて職員及び資機材の投入や外部支援の要請等についての計画・マニュアル等の充実にも努めるものとする。

(3) 町は、複合災害時における町民の災害予防及び災害応急措置等に関する知識の普及・啓発に努める。